

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
196	第4次宇都宮市食育推進計画の推進	II-5	健康づくりの推進		健全な食生活の実践の推進	・市民	・各種講座 ・自然に健康になれる食環境づくりに係る各種取組	計画どおり	726	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した食育の推進】</p> <p>＜第4次食育推進計画の着実な推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食を取り巻く環境の変化等に対応し、食を通して市民一人ひとりの健康づくりを推進するため、関係機関等で組織する食育推進会議において計画の進行管理を行った。今後とも、計画に掲げる目標の達成に向けて、家庭、学校、地域、企業、行政など市民の食を支える多様な主体が連携・協力し、食育活動を推進していく必要がある。 ＜食育の普及啓発＞ ・若い世代や働く世代の食生活の改善に向け、大学や事業所等を対象に、対面及びオンライン方式による食育出前講座を開催した。また、webサイトのクックパッド公式キッチンに、本市考案のヘルシーメニューのレシピを掲載し、家庭内における健康的な食生活の実践を促進した。 ＜自然に健康になれる食環境づくりの推進＞ ・「市民が日常生活の中で健康情報に触れ、健康に配慮された食品を選択できる環境」を、公民一体となって整備するため、スーパーマーケット等における野菜摂取の促進を図る資材の掲出、産・学・官連携による「減塩・野菜増し」弁当の開発・販売等に取り組み、市の課題である食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加をねらうとした行動変容を促す仕掛けづくりを行った。今後とも、食に係わる多様な主体との連携により、取組を市内全体に広げていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:自然に健康になれる食環境づくりの推進】</p> <p>＜第4次食育推進計画の着実な推進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次食育推進計画概要版の配付などにより、市民や関係機関等の理解促進を図る。 ・目標の達成に向けて、多様な取組主体との連携のもと各施策に取り組みとともに、食育推進会議において進捗を評価しながら、計画を着実に推進する。 ＜食育の普及啓発＞ ・引き続き、あらゆる媒体を活用した啓発事業やオンライン等による講座を開催し、市民の健全な食習慣づくりを支援していく。 ＜自然に健康になれる食環境づくりの推進＞ ・市民の食を支える多様な主体との連携により、引き続き、スーパーマーケット等における野菜摂取の促進を図る周知啓発や、産・学・官連携による新たな商品等の開発・販売に取り組み、より多くの市民が健康に配慮された情報や食品を享受できる機会を創出する。 	
197	うつのみや食育フェア実行委員会交付金	II-5	健康づくりの推進		健全な食生活の実践の推進	・市民	イベント「食育フェア」の開催	計画どおり	6,130	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):イベント内容の充実と着実な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第17回食育フェアについては、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して、3年ぶりに宇都宮城址公園において開催した。参加者が体験を通して学べる機会の充実を図ったことにより、来場者が各イベントを通じ食育への理解を深め、実践につなげるきっかけとすることができた。今後とも、より多くの市民が参加し、日常における食育の実践に繋がられるよう、イベント内容の更なる充実を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:体験型コンテンツやサテライトイベントなどによるイベントの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食を通して健康づくり等への一層の理解促進に向け、適切な新型コロナウイルス感染防止対策を講じ、関係団体などと連携しながら、体験型のブース出展やステージイベントなどイベント内容の充実を図るとともに、サテライトイベントの開催などにより、参加方法の選択肢を増やし、魅力あるコンテンツを提供するほか、様々な機会や媒体を活用した積極的な広報に取り組み。 	
198	栄養改善事業	II-5	健康づくりの推進		適正な栄養管理の推進	・市民 ・特定給食施設等の給食施設及び給食従事者 ・食品関連事業者等	・病態別栄養相談 ・栄養相談 ・給食施設指導 ・栄養成分表示の相談・指導 等	計画どおり	94	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民及び給食施設、食品関連事業者等への適正な栄養管理指導の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病態別栄養相談については、主治医の指示に基づき、生活習慣病などの慢性疾患等の病状に応じた相談を実施することにより、生活習慣の改善及び重症化予防につながった。栄養相談については、市民からの日々の食事の相談に応じ、よりよい食生活への意識の醸成を図った。 ・給食施設栄養指導については、定期的な指導に加え、対象者のニーズに対応し、受講しやすいオンライン方式による研修会を開催し、給食施設における栄養管理の改善につながった。 ・栄養成分表示の相談等については、栄養成分の表示方法等の相談に応じ、指導を行ったことにより、食品関連事業者の適正な栄養成分表示につながった。 <p>【②今後の取組方針:栄養管理に関する指導の徹底と制度の周知強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民への食生活の改善による疾病予防や給食施設における栄養管理の改善については、引き続き、これまでの取組を継続していく。 ・栄養成分表示の相談等については、食品関連事業者からの相談に対応し、適正な表示ができるよう指導を行うとともに、市民が食品表示の理解を深め、食生活の改善に活用できるよう普及を図っていく。 	
199	地域における健康づくり実践活動の推進	II-5	健康づくりの推進		地域の健康づくり実践活動の推進	・健康づくり推進員 ・市民	・健康づくり推進員による実践活動 ・健康づくり推進員・食生活改善推進員による健康づくり活動への参加促進 ・保健師による実践活動支援	感染症の影響による変更	1,601	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域における主体的な健康づくり活動の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり推進員については、令和4年度養成講座の開催により40名が修了し、地域における活動への参加につながった。 ・各地区組織の活動については、コロナ禍でも感染防止対策を講じながら着実に活動できるよう実施手法等について助言し、一般市民の参加の回復につながった。また、休会中の1地区において、養成講座修了生が主体となり推進組織の活動再開に取り組み、地域における健康づくりの推進を図った。 <p>【②今後の取組方針:休会中の組織への支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区組織の活動の活性化に向け、地域拠点との連携により活動を支援するとともに、地域における健康づくり活動を担う新たな人材の育成・獲得を目指し、健康づくり推進員等養成講座を活動組織の休会地区近隣で実施し、組織のリーダーとなる人材の発掘や、受講動向などに取り組み、休会組織の活動再開を支援する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
200	地域・職域連携推進事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	地域・職域における健康づくり活動の充実	・市内事業者 ・市民	・地域・職域連携による事業所に対する健康づくりの普及啓発 ・健康づくり事業者表彰 ・ビジネスPCR等検査支援事業	計画 どおり	3,768,443	H20	独自性 先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):職場で健康づくりに取り組むための機運醸成】</p> <p>・「職場における健康づくり応援サイト」による情報発信や健康づくり事業者表彰受賞者の取組内容を広く市民に周知するなど、事業所における主体的な取組を支援した。また、地域・職域連携推進協議会と連携し、栄養士や保健師などの専門職を事業所に派遣する出前講座や健康づくり講演会を実施し、出前講座については令和3年度を上回る実績となるなど、職場における健康づくりの推進に寄与した。今後も主体的に健康づくりに取り組む事業所の拡大を図る必要がある。</p> <p>・他業種に比べ保健指導等の割合が高い建設業において、積極的な支援を行うモデル事業所を選定し、事業所内への健康情報コーナーの設置や、給与明細への健康メモの同封などの取組を実施した結果、従業員の意識や行動に変化が見られたことから、「職場における健康づくり応援サイト」などにおいてその取組事例を周知し、他の事業所への普及を図った。今後も、職場における健康づくりの更なる促進に向けて、機運醸成を図るとともに積極的な支援を実施していく必要がある。</p> <p>・「宇都宮市ビジネスPCR等検査支援事業」については、地域・職域連携推進協議会を通し情報提供を行い、事業者が従業員に実施するPCR等検査費用の一部を補助したことにより、事業所における社会経済活動の維持や感染リスクの低減に寄与した。なお、本事業については、利用状況や国・県の対応方針等を踏まえ、本事業の役割は一定終了のものと考えられることから、令和5年3月末をもって終了とする。</p> <p>【②今後の取組方針:健康づくりに取り組む事業所の拡大】</p> <p>・職場における健康づくり活動の充実については、引き続き、「職場における健康づくり応援サイト」を活用しながら、事業所に情報を発信するとともに、関係機関と連携しながら、健康づくりに取り組む事業所の拡大を図っていく。</p> <p>・令和4年度に実施した「建設業モデル事業所」に対する取組を踏まえ、令和5年度においては、積極的な支援が必要なもの一つの業種である「運輸・郵便業モデル事業所」に重点化を図り、モデル事業所に対する支援を検討・実施し、具体的な取組を促すとともに、その結果を分析した上で、関係団体と協力しながら他事業所への効果的な波及を図る。</p>	
201	健康増進普及啓発・糖尿病対策事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	生活習慣病の予防や健康づくりに関する知識の普及啓発	市民	・健康教育 (各種講演会・イベント) ・健康相談 ・訪問指導 等	感染症 の影響 による 変更	1,679	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新たな日常に対応した健康づくりの推進】</p> <p>・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、感染症拡大の状況を踏まえ、講座の内容や対象者に応じた対面方式、健康増進課公式YouTubeチャンネルにおける動画配信、双方型オンライン講座等を開催し、多くの市民に参加してもらえた。また、「地区における健康教育」では保健福祉総務課と連携し、地域別データにより課題となったテーマについて、感染対策を徹底しながら、実施した。また、令和3年度に作成した「健康つつみやき〜まるごと健康ガイド〜」を各種健康教育、出前講座、健康づくり推進員の活動で活用するとともに、社員食堂を有する事業所へガイドブックの概要版など資料を提供し、事業所における健康管理の促進を図った。今後も、生活習慣の改善や健康づくりのために正しい知識の普及啓発及び行動変容につなげるための支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:関係団体との連携・協力による普及啓発の推進】</p> <p>・生活習慣病の予防や健康づくりに関する正しい知識の啓発については、引き続き、関係団体と連携し、対象に合わせた効果的な手法により健康教育を行っていく。また、健康増進課公式YouTubeなどオンラインを活用した情報発信を検討し、実施していく。</p>	
202	健康ポイント事業	II-5	健康づくりの推進	SDGs 好循環P 戦略事業	市民の健康づくり活動の促進	市民	・事業の広報活動 ・ポイント交換 ・協賛企業の確保	計画 どおり	83,103	H30	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):参加者数の増加】</p> <p>・事業への参加者数については、広報紙やラジオ放送、各種団体研修会等での事業周知に加え、タウン情報誌への記事掲載や協賛物品の品目拡充に取り組んだことにより、前年度から7,042人増加したが、平均歩数については、目標値に達していない状況である。</p> <p>・今後は、歩数増加に向けて、魅力を感じられるコンテンツの充実など歩かせる仕掛けづくりが必要であるほか、若い世代からの運動の習慣化を促進するため、参加率の低い20代に向けた効果的な事業の周知や魅力ある協賛物品の確保に取り組む必要がある。</p> <p>・また、参加者の運動歴など、有効なデータを保有していることから、新たな健康づくりの施策等の検討に活用を図るとともに、他の事業分野における活用も検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:若い世代の参加促進と歩かせる仕掛けづくりの実施】</p> <p>・参加者の歩数増加に向けて、健康ポイント事業で保有するデータの分析により、公共交通利用との相関性などの観点から「歩かせる仕掛けづくり」を検討するとともに、アプリケーションの改修によりQRコード読み取り機能を付加した上で、各種イベントにおけるチェックポイント設置や、駅等の公共交通の結節点を起点としたウォークラリーの開催などに取り組む。</p> <p>・若い世代の参加促進を図るため、SNSなど若年層への周知に効果的な媒体を活用した事業の広報に取り組むとともに、引き続き、タウン情報誌の運営会社等と連携した協賛企業へ協力の呼びかけを行い、魅力ある協賛品目を確保することにより、市民の参加意欲の向上を図る。</p> <p>・また、庁内関係課と連携しながらデータの有効性を検証し、健康づくりをはじめ他の施策・事業分野における具体的な活用方法について検討する。</p>	改善
203	受動喫煙防止対策事業	II-5	健康づくりの推進		改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の推進	・市内事業者 ・市民	受動喫煙防止対策に係る周知啓発	計画 どおり	275	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市内事業者への周知啓発や受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進】</p> <p>・受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施については、事業者向けには、食品衛生責任者講習会におけるリーフレットの配布等を実施したことにより、改正健康増進法の周知が図られた。また、受動喫煙防止に関する相談窓口において、事業者や市民からの相談に対応するとともに、既存特定飲食提供施設に関する届出の受付時においても、事業者への説明を実施したことにより、受動喫煙防止への理解促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:受動喫煙防止対策に係る周知啓発の実施】</p> <p>・市内事業者への周知啓発については、引き続き、相談窓口での相談支援や食品衛生責任者講習会におけるリーフレット等の配布等を行い、事業者が主体的に受動喫煙防止対策に取り組んでいけるよう支援していく。また、受動喫煙防止対策に関する市民理解の促進については、引き続き、市ホームページや市有施設へのポスター掲示等により周知啓発に取り組んでいくとともに、市民や事業者からの相談や問い合わせに対し、適切に対応していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
204	がん検診 (細事業「個別受診勧奨事業」 「乳がん検診(超音波検査)」を含む)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		がんの早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※子宮がんは20歳以上の女性、乳がんは30歳以上の女性、前立腺がんは50歳以上の男性が対象	がん検診の実施	計画どおり	1,041,048	S38		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):がんの早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、各種がん検診の受診機会を確保することにより、受診者のがんの早期発見・早期治療が図られている。 令和4年度の受診者数については、令和3年度より増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない令和元年度の受診者数には届かなかった。 受診者数をコロナ禍以前の水準まで回復・増加を図るため、検診の重要性について周知啓発を図りながら、引き続き、受診しやすい環境の整備や受診勧奨などに取り組み必要がある。 婦人検診(乳がん・子宮がん検診)では、新たに商業施設を活用した検診を実施したことにより、これまで未受診の市民や受診を控えていた市民の受診につながったことから、引き続き受診機会の拡充に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:がん検診の受診率向上と継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> がん検診については、がんの早期発見・早期治療を図るため、引き続き、各種がん検診の受診機会を確保する。 広報紙や地区回覧、市ホームページ等を活用し、検診の受診の必要性等を周知啓発するほか、より多くの方に受診してもらうために、商業施設を会場とした検診の拡充やより利便性の高い集団健診予約システムの利用促進など、市民が受診しやすい環境整備や未受診者への個別受診勧奨に取り組むことで受診率向上に努める。 	
205	健康診査	Ⅱ-5	健康づくりの推進		生活習慣病の予防、早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※健康診査は、生活保護受給者など特定健康診査等の受診機会がない方が対象	・健康診査の実施 ・心電図検査・貧血検査・眼底検査の実施	計画どおり	79,912	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病の早期発見・早期治療】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診を促すことができ、受診者の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療が図られている。 <p>【②今後の取組方針:健康診査等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査等の受診機会がない市民の健康診査については、生活習慣病予防や早期発見・早期治療につながっていくため、引き続き、健康診査等を実施していく。 	
206	後期高齢者健康診査	Ⅱ-5	健康づくりの推進		高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療	市民(75歳以上) ※後期高齢者医療制度に加入されている方が対象	健康診査の実施	計画どおり	123,498	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の発症・重症化予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者の健康診査については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の発症リスクが高い方について医療機関への受診者数が減少したが、健康診査の実施により、受診者の糖尿病等の生活習慣病発症予防をはじめ、生活習慣病を早期に発見し、医療につなげることで重症化の予防が図られている。 <p>【②今後の取組方針:健康診査の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者の健康診査については、高齢者の健康保持・増進と生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、保険者である栃木県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、健康診査を実施していく。 	
207	骨粗しょう症検診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療	市民(満40歳～満70歳のうち5歳ごとの節目年齢の女性が対象)	骨粗しょう症検診の実施	計画どおり	7,055	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):集団健診で実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨粗しょう症検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、集団健診における骨粗しょう症検診の受診機会を十分に確保することにより、受診者の骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療が図られている。 <p>【②今後の取組方針:骨粗しょう症検診の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨粗しょう症検診については、骨粗しょう症が骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進行によりその増加が予想されることから、骨粗しょう症の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き、骨粗しょう症検診を実施していく。 	
208	肝炎ウイルス検診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		肝炎の予防、早期発見・早期治療	市民(40歳以上) ※過去に受診歴のない方が対象	肝炎ウイルス検診の実施	計画どおり	12,280	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):肝炎ウイルス検診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルス検診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、肝炎ウイルス検診の受診機会を確保することにより、結果が陽性であった者に対して、肝炎ウイルスの感染の危険性や重症化予防に関する周知を行うとともに、医療機関での精密検査や定期検査の受診勧奨を実施したことにより、受診者の肝炎の予防、早期発見・早期治療が図られている。 <p>【②今後の取組方針:検診の重要性の周知と国の制度を活用した受診勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 肝炎ウイルス検診については、肝炎に感染した場合、自覚症状がなくても進行することから、検診の重要性を周知するとともに、肝炎の予防、早期発見・早期治療のため、対象者が無料で受診できる「肝炎ウイルス検診個別受診勧奨事業」を活用し、受診勧奨に努めながら、引き続き、肝炎ウイルス検診を実施していく。 	
209	歯科健診	Ⅱ-5	健康づくりの推進		歯周病の予防、早期発見・早期治療	市民(満30歳～70歳のうち5歳ごとの節目年齢の方)	歯科健診の実施	計画どおり	10,227	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):節目年齢における歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 節目年齢における歯科健診については、コロナ禍においても、受付時間の分割や換気の徹底などの感染防止対策を講じた上で、歯科健診の受診機会を確保することにより、受診者の歯周病の予防、早期発見・早期治療が図られているが、30代で進行した歯周病がある人の割合が全国と比較高い状態にあるなど、生涯を通じた口腔機能の維持・向上に向け、若い頃から歯の健康づくりに継続的に取り組むことができる環境整備が必要である。 <p>【②今後の取組方針:成人期の歯科健診の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科健診については、健康寿命の延伸に向けて口腔機能の維持・向上を図るため、30歳から70歳までの5歳刻みの年齢に実施することに加え、さらに早期からの定期的な歯科受診や生涯にわたる口腔ケアの習慣化につなげられるよう、対象年齢を20歳・25歳にも拡大し、切れ目のない歯科健診の受診機会を提供する。 成人期の最初の健診機会を口腔ケアのきっかけにすることで、早期の歯科受診を促進できるよう、20歳については、「歯科健診無料クーポン券」を配布し、自己負担の無料化に取り組む。 実施に当たっては歯科医師会等と連携を図りながら、より多くの受診につながるよう効果的な周知を実施していく。 	拡大

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
210	歯と口の衛生推進事業 (細事業「訪問歯科診療 推進事業」含む)	II-5	健康づくりの推進		市民の歯と口腔の健康 づくりに関する意 識の醸成や正しい知 識の普及啓発	市民	・高齢者よい歯の表彰 式 ・歯と口の健康週間イベ ント ・歯と口腔の健康づくり 出前講座 ・訪問歯科診療講習会 ・口腔の健康セルフ チェックシートの配布	感染症 の影響 による 変更	965	H3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):歯科医師会と連携した事業の着実な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歯と口の健康週間イベント」については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、代替として歯と口の健康週間に合わせた健康教育・相談を実施した。 ・歯と口の健康づくりについては、市歯科医師会と連携して作成した「口腔の健康セルフチェックシート」を、節目健診や出前講座等において配布・活用したことにより、歯と口腔の健康づくりに関する意識の醸成及び正しい知識の普及につながった。 <p>【②今後の取組方針:成人期の歯周病対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「歯と口の健康週間イベント」については、関係機関と連携しながら、市民の歯と口腔の健康づくりを促進する内容の充実を図り、実施する。 ・歯と口腔の健康づくりについては、知識の普及啓発を図るため、成人期における歯周病対策の一環として、市歯科医師会と連携しながら、「口腔の健康セルフチェックシート」を効果的に活用することにより関心を高め、歯と口腔のケアの重要性を啓発し、歯周病の早期治療や定期的な歯科健診の受診促進につなげていく。 	
211	後期高齢者歯科健診	II-5	健康づくりの推進		肺炎等の疾病につな がる口腔機能の低下 予防	市民(前年度75歳 に到達した方) ※後期高齢者医療 制度に加入されて いる方が対象	歯科健診の実施	計画 どおり	2,015	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の特性を踏まえた検査内容による歯科健診の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象とした歯科健診については、コロナ禍においても、感染防止対策を講じながら、後期高齢者歯科健診を実施し、受診者の口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の予防を図ってきたところであるが、更なる健康寿命の延伸に向け、生涯を通じて、歯や歯肉、咀嚼(そしゃく)・嚥下(えんげ)、口腔内衛生等の口腔機能を定期的にチェックできる環境整備が必要である。 <p>【②今後の取組方針:後期高齢者歯科健診の拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者歯科健診については、高齢者の口腔機能のさらなる向上を図り、後期高齢者の要介護状態への移行を予防するため、対象年齢を前年度75歳到達者に加えて、前年度80歳・85歳到達者にも拡大して実施する。 ・実施に当たっては歯科医師会等と連携を図りながら、より多くの受診につながるよう効果的な周知を実施していく。 	拡大
212	集団健診予約受付業務 (「集団健診予約セン ター」と「集団健診予約シ ステム」の運用)	II-5	健康づくりの推進		市民のライフスタイル に応じた集団健診 受付サービスの提供	市民	「集団健診予約セン ター」と「集団健診予約 システム」による集団健 診の予約受付	計画 どおり	22,161	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):利便性の高い集団健診予約受付サービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診予約受付業務については、令和3年4月から、見やすく、操作しやすいデザインに見直しを行った「集団健診予約システム」の運用を開始し、令和4年度はSNS等を活用した積極的な情報発信を実施したことにより、若い世代を中心としたインターネット予約の利用増加によって、予約者全体に占めるインターネット予約の割合が令和3年度の40.3%から、令和4年度は45.0%に上昇しインターネット予約の利用者増加につながった。 ・インターネット予約の割合が増加したことにより、「集団健診予約センター」への電話予約の集中を抑制することができ、よりつながりやすい受付体制を確保できた。 ・今後は、受診者数の少ない若い世代を中心に、より多くの市民に受診してもらえるよう、インターネット予約の利用促進を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:集団健診予約受付サービスの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団健診予約受付業務については、健診の受診率向上を図るため、若い世代を中心として幅広い世代に利用されているSNSやホームページ等を積極的に活用し、いつでも、どこでも健診の予約ができることや年間を通じて予約が可能であることなどの「集団健診予約システム」の利点を周知啓発することにより、インターネット予約の利用拡大を図るとともに、「集団健診予約センター」においては、インターネットによる予約が困難な市民に対してよりきめ細かな電話対応を行うことにより、円滑な集団健診予約受付業務を実施していく。 	
213	外国人への感染症・精神 保健対策事業	II-5	健康づくりの推進		ICTを活用して外国 人住民とのコミュニ ケーションを円滑に 行うことにより、感染 症及び精神保健対 策の充実を図る。	日本語が不自由な 外国人住民	多言語映像通訳アプリ 搭載タブレットを活用 した応急入院・措置入院 等の感染症患者対応及 びHIV検査をはじめと する窓口対応を行う。	計画 どおり	377	F2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):外国人住民に対する対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症患者の対応等、迅速性が求められる場面において、多言語映像通訳アプリ搭載タブレットを採用したことにより、相談対応の円滑化が図られた。今後、渡航制限の緩和による海外からの移住者及び旅行者の増加が予測され、より多くの利用機会が見込まれることから、継続して実施していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:外国人住民に対する感染症及び精神保健対策の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民に対する感染症及び精神保健対策の充実を図るため、引き続き多言語映像通訳アプリを活用していく。 	
214	難病患者支援事業	II-5	健康づくりの推進		難病患者支援体制 の充実	難病患者及びその 家族	・医師や理学療法士等 による疾患群ごとの医 療生活相談会(講演会、 個別相談会、交流会)を 実施。 ・支援の充実を図るた め、医療・福祉・介護・就 労・教育等様々な関係 機関により構成する難 病対策地域協議会を開 催。	感染症 の影響 による 変更	1,013	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):難病患者支援事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスに感染した際の難病患者の重症化リスクや、講師派遣元の医療機関の医療提供体制のひっ迫状況を鑑み、講演会の中止や医療生活個別相談会での、医師の従事回数を減らして専門職の従事を増やす等、感染拡大防止に努めた。また、保健師による個別支援(訪問・面接・電話等)においても療養に関する相談に対応した。 ・「難病対策地域協議会」において、最新の情報を伝えられるよう「サービスガイド」を更新したほか、「難病支援検討部会」において、訪問看護師やケアマネジャーを対象とした研修会を開催し、作業療法士による講演や関係団体に関する説明を行ったことで、難病患者支援事業について患者家族や支援者に周知が図られた。 <p>【②今後の取組方針:医療生活相談会の効果的な開催、難病対策地域協議会・難病支援検討部会の継続開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の病状に応じた療養の助言が得られるよう個別相談会を開催するほか、より多くの方が各種疾病の病態について理解を深められるよう講演会を開催する。 ・地域の実情に応じた支援体制を整備するため、「難病対策地域協議会」や「難病支援検討部会」を、引き続き開催する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
215	自殺予防・こころの健康づくり対策事業	II-5	健康づくりの推進	戦略事業	総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市自殺対策庁内連絡会議、宇都宮市自殺対策ネットワーク会議の開催 ・人材養成事業(ゲートキーパー研修会) ・こころの健康づくり研修会の開催 ・普及啓発活動(自殺予防週間や自殺対策強化月間) ・メンタルヘルス相談啓発事業(50歳男性へのメンタルヘルスに関する情報紙の配布) ・若年層に向けた相談啓発事業 ・各種相談先一覧クリアファイル更新 	計画 どおり	2,348	H19	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):総合的な自殺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、各種相談窓口一覧クリアファイルを市内の関係機関や医療機関に配布した他、市内の大学・専門学校に学生向け、相談窓口の周知啓発を図った。自殺未遂者の支援者マニュアルの各種相談窓口情報を更新するなど、総合的な自殺予防・こころの健康づくりの推進が図られた。 ・新型コロナウイルスの感染拡大による人との接触機会の減少により、社会全体のつながりの希薄化・孤独・孤立の問題が顕在化している状況下においては、若年層に向けたプッシュ型の相談窓口の周知啓発や50歳男性へのメンタルヘルス情報紙の配布等に取り組んでいる。自殺者数については20代から50代の働く世代が依然として高いことから、引き続き相談窓口の周知啓発に着実に取り組んでいく必要がある。 ・18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向にあることから、長期休業前や長期休業明け等時機を捉え、関係機関と連携し、引き続き若年層に届く方法で周知啓発に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:若年層や働く世代をターゲットとした自殺対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防・こころの健康づくりの更なる推進のために、自殺対策計画に基づいた対策を引き続き実施するとともに、特に自殺者数が増加している若年層や自殺者数の多い20代から50代の働く世代の自殺予防対策として、相談窓口についての周知や、「大学・専門学校教職員向け」や「小・中・高等学校教職員向け」、「地域支援者向け」や「薬剤師向け」等を対象にゲートキーパー研修会を開催する。さらに、働く世代を対象に地域職域連携推進協議会と連携し、「事業所向けこころの健康づくり研修会」等の開催や、効果的に支援できる各種マニュアルを改訂等するなど、総合的な自殺予防対策を推進する。 ・自殺予防対策を生きたる支援として捉え、各種関係機関・団体と連携し、若年層対策の充実を図る。 		
216	こころの健康づくり講座	II-5	健康づくりの推進		こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発	市民、学校関係者、介護や障がい福祉の支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師などがこころの健康をテーマに講座を開催し、精神保健分野の知識の普及啓発を行う(3回/年) 	計画 どおり	136	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):こころの健康づくり講座の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつ病、発達障害、統合失調症をテーマに感染防止対策を講じながら講座を開催したことにより、こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が図られた。また、ケース支援においては、支援者からの相談が多いことから、テーマに合わせて支援者や学校関係者にも参加を募った。アンケートには「正しい関わり方を理解できた」等の意見が多みられたことから、正しい知識の普及啓発が図られた。 <p>【②今後の取組方針:こころの健康づくり講座の継続開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康づくりに関する正しい知識の普及啓発を図るため、より多くの市民が参加意欲を持てるよう、テーマ内容の組み合わせを工夫するとともに、参加しやすい会場の設定など効果的な方法を検討しながら、引き続き開催する。また、テーマによっては支援者の参加も募っていく。 		
217	精神障がい者家族支援事業(事例検討会、成年後見制度利用支援事業を含む)	II-5	健康づくりの推進		精神障がい者への理解促進	精神障がい者を抱える家族	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮精神保健福祉会への委託事業(普及啓発活動・相談業務、家族会の開催) ・精神保健家族教室の開催 ・事例検討会 ・成年後見制度市長申立 	計画 どおり	2,862	H8	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):精神保健福祉会による相談業務の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉の祭典や障がい者週間にて、精神障がい者やその家族に対する偏見や差別の解消が図られるよう、栃木県精神保健福祉会(やしお会)機関紙やリーフレットの配布等を通して普及啓発を実施したことにより、精神障がい者を抱える家族の活動や精神障がい者への理解について周知が図られた。また、精神保健家族教室は、一部リモートを活用し、感染防止対策を講じながら実施し、疾病の理解や家族の対応を学ぶ機会を設けることができた。 <p>【②今後の取組方針:精神保健家族教室のより効果的な実施方法等の検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者を抱える家族への理解促進を図るため、引き続き、精神保健福祉会による相談事業を行うとともに、普及啓発活動の際に併せて、相談会や精神保健家族教室の事業の周知を図る。 ・家族教室については、参加機会の拡充に向け、開催手法や周知方法を工夫し実施を継続する。 		
218	アルコールに関する健康教育事業	II-5	健康づくりの推進		未成年者の飲酒防止	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小中学生 ・市内小6年生、中3年生の保護者 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校への出前講座の実施 ・児童と保護者が未成年の飲酒防止について話し合えるよう、保護者あてリーフレットの配布 	計画 どおり	170	H16	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):アルコールに関する健康教育等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出前講座は、新型コロナウイルス感染症のまん延状況による日程の変更や中止することなく申込みがあった9校に実施することができた。また、全対象者に保護者向けリーフレットを配布したこと等により、未成年者の飲酒防止に関する理解促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:アルコールに関する健康教育等の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の飲酒防止を図るために、小・中学校等の教育機関と連携を図りながら、引き続き、健康教育を開催する。 		
219	アルコール関連相談事業(断酒会)	II-5	健康づくりの推進		アルコールに関する正しい知識の普及啓発	アルコール依存症などのアルコール関連問題を抱える市民やその家族等	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮断酒会への委託事業(相談・普及啓発活動) 	計画 どおり	100	H12	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症などの問題を抱える市民やその家族等を対象に、断酒会による相談会や市民ホールにおけるパネル展を開催したこと、アルコールに関する正しい知識の普及啓発が図られた。 <p>【②今後の取組方針:断酒会によるアルコール相談及び普及啓発の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールに関する正しい知識の普及啓発のため、引き続き断酒会による相談会を実施するとともに、アルコール関連問題啓発週間(11月10日～16日)を活用した普及啓発活動を継続的に実施する。 		

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
220	エイズ予防対策(エイズ・ 性感染症等検査相談事業・ エイズ予防普及啓発 推進事業)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		エイズ及び性感染症 等のまん延防止及 び、エイズに関する 正しい知識の普及啓 発	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・感染の可能性がある、心配または不安を持っている相談者に対して、HIV・性感染症検査・相談を実施。 ・エイズ予防教育出前講座(中高大学生等)や教育関係者へのエイズ対策従事者研修会の実施 ・世界エイズデー、HIV検査普及週間における、普及啓発事業(啓発物品の配布・パネル展示等) 	計画 どおり	1,371	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：HIV・性感染症検査相談・普及啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査相談においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、受検者数の減少傾向が続いていたことから、より受検しやすい体制を検討するため、アンケート調査を行い、市ホームページからのWEB予約を導入したことや年2回の休日検査を日曜日から土曜日に変更したことから、受検者の増加がみられ、利用者の利便性が図られた。 ・梅毒患者の発生が増加していることから、注意喚起のためポスター掲示やホームページへの掲載、検査相談時の啓発を強化して実施した。 ・普及啓発においては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していた、エイズ対策従事者研修会を、3年ぶりに開催し、オンラインでの受講も可能としたことで、HIVや性の多様性について、より多くの地域の保健従事者や教職員の理解を深めることが出来た。また、中学、高校等での出前講座や世界エイズデーでの啓発事業についても、感染対策を工夫しながら、安全に実施したことで、正しい知識の普及が図られた。 <p>【②今後の取組方針：検査機会の確保と、広く市民に対する啓発やターゲットを絞った啓発の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIVや性感染症のまん延防止のため、コロナ禍では予約制としていたが、予約なしで受検できる通常検査を再開するなど、より多くの相談者が受検しやすい体制の整備を、引き続き行っていく。 ・また、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図るため、学校におけるエイズ予防教育出前講座の実施や、性教育、思春期教育を担当する者等に対するエイズ対策従事者研修会を開催していくとともに、広く市民への啓発として、HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせて啓発を行っている。 ・HIVや性感染症のハイリスク群である、MSMや風俗産業の利用者や従事者等に対しては、HIVや性感染症(特に梅毒)の正しい知識や予防、検査機会についての周知を行っている。 	
221	結核予防対策(結核患者 登録管理・結核対策特別 促進事業・結核患者接触 者健診事務費)	Ⅱ-5	健康づくりの推進		結核患者の治療完 達や再発の早期発 見のため登録管理を 行い保健指導を実施 するとともに、接触者 の健康診断を行うこ とで、新たな発病者 の早期発見・早期治 療に努め、結核のまん 延を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者とその接触者 ・市民 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の登録管理による保健指導の実施 ・結核患者に対し、DOTS看護師や調剤薬局等での直接服薬確認(DOTS)事業の実施。 ・結核患者の接触者に対する、接触者健康診断(血液検査・胸部レントゲン検査)の実施。 ・結核の正しい知識の普及啓発の実施。 	計画 どおり	3,214	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：結核患者への確実な保健指導と外国出生者への啓発の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核患者の登録管理を確実に実施し、治療の完達のため、全結核患者に対し、DOTS事業を行うことで、多剤耐性結核の発生や再発の予防に努めるとともに、接触者に対する健康診断を行うことで、新たな発病者の早期発見に努めた。 ・コロナ禍においては、受診控え等の影響から、結核患者数の減少がみられているため、特に結核患者の発生が多い、高齢者や外国出生者を対象に、結核の正しい知識の啓発を行うとともに、医療機関に対して、結核の早期受診や早期診断の重要性について周知を行った。 ・外国出生者への啓発としては、国際交流センターと連携し、本市の外国出生者の情報を収集数とともに、外国人向け情報紙への記事掲載やSNSを通じた情報発信を行った。 <p>【②今後の取組方針：結核の早期受診・早期診断の促進とハイリスク者への啓発の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療機関と連携し、結核患者の速やかな登録管理に努め、確実な服薬支援の実施により、再発や多剤耐性結核の発生防止を行うことで、結核のまん延防止に努める。 ・また、結核患者の接触者に対する健康診断及び精密検査が必要な人への検査や保健指導を確実に実施し、新たな重症結核患者の発生を予防することが重要である。 ・結核の正しい知識の普及啓発においては、特に、結核患者の多い、高齢者や外国出生者に対する啓発を充実させるため、高齢者施設や外国人支援者等と連携し、結核に関する情報を提供することで、高齢者や外国出生者本人への情報提供とともに、施設職員や外国人支援者が結核の認識を高め、結核の早期発見・早期治療につながるよう啓発を行っている。 	
222	私立学校・社会福祉施設 定期健康診断補助金	Ⅱ-5	健康づくりの推進		結核のまん延防止	市内の私立学校等 (専修学校及び各種 学校を含む、修学 年限が1年未満の ものを除く。)	私立学校等が実施する 定期健康診断の実施費 に対し、補助基準額の 2/3を補助する。(補助 基準単価は、結核定期 外健康診断国庫補助基 準単価を準用)	計画 どおり	4,734	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：合理的な結核患者の早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核まん延のリスクに備えた効率的な定期健康診断のほか、接触者健診と有症状時の受診を組み合わせた。学校等の集団生活における結核患者の早期発見に取り組むため、私立学校等に対して本事業の周知を行い、申請のあった24団体に対し、補助金を交付したことで、予防意識の醸成とともに、結核のまん延防止が図られた。 <p>【②今後の取組方針：補助金により支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防意識の醸成とともに、結核のまん延防止を図るため、私立学校等に対して補助金による支援を継続して実施する。 	
223	風しん予防対策事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群 の発生予防	次のいずれかに該当する方 ①妊娠を希望する女性 ②①の配偶者などの同居者 ③風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者などの同居者 ただし、過去に風しん抗体検査を受けた妊婦	風しん抗体検査及び相談 を実施する。	計画 どおり	3,339	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：検査及び相談事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から開始した医療機関における風しん抗体検査と風しんにかかるとかかる相談事業を令和4年度も実施したことにより、妊娠を希望する女性及びその配偶者等同居家族に対し抗体検査を行うことができ、実際に抗体価が低いものへの予防接種の勧奨を行ったことで、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 ・しかしながら、令和3年度の受検者数と比較すると、約82%と減少傾向にあった。 <p>【②今後の取組方針：検査及び相談事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性風しん症候群の発生を予防するため、市内医療機関において妊娠を希望する女性や、抗体価の低い世代の男性等に対し、引き続き、風しん抗体検査及び相談を実施する。 	
224	風しん予防接種補助金	Ⅱ-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群 の発生予防	風しん抗体検査の結果、抗体価の低く、かつ風しんにかかったことがない方で、次のいずれかに該当する方 ①妊娠している女性の夫などの同居者	医療機関で実施する風しん予防接種費用のうち3,000円を助成する。	計画 どおり	906	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：予防接種費用助成の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しんの抗体検査とともに、予防接種を受託している医療機関において、対象者に対する助成制度の周知を行ったことにより、前年度107%となる302件の申請があり、先天性風しん症候群の発生予防が図られた。 <p>【②今後の取組方針：予防接種費用助成の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先天性風しん症候群の発生を予防するため、抗体価が低い者に対する予防接種に要する費用の助成を継続して実施する。 	
225	風しん追加的対策事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		先天性風しん症候群 の発生予防	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日 生まれの男性	風しん抗体検査及び予防 接種を実施する。	計画 どおり	15,862	H31		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：受検者数の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未受検者に対し、再度クーポン券を送付し、受検勧奨を行ったが、令和2年度、令和3年度同様受検者数は一定数にとどまった。事業の実施期間を令和7年3月末まで延長したが、検査率・接種率ともに向上されていないため、対象者に対して多方向から広く周知していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：対象者への個別通知などの受検勧奨の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受検率の向上を図るため、引き続き、対象者全員に対し、抗体検査と予防接種を無料で受ける際に必要なクーポン券を送付するとともに、広報紙やホームページで引き続き案内を行うほか、地域職連絡協議会や商工会議所を通じ、事業所への制度の周知を行うなど、対象者に対し受検を勧奨する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
226	幼児インフルエンザ予防接種補助事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		インフルエンザのまん延防止と保護者のインフルエンザに対する予防行動の動機付け	市内に住民登録のある1歳以上2歳未満の者(※令和4年度は、対象を生後6か月から4歳に拡充)	医療機関で実施するインフルエンザ予防接種費用のうち1回当たり1,000円(上限2回)を助成する。(※令和4年度は、1回当たり上限3,500円に拡充)	計画 どおり	68,254	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助対象者、補助額の拡充】</p> <p>・新型コロナワクチンの接種対象外である世代(5歳未満)の発熱患者を減らし、医療機関の負担軽減を図るため、補助対象者を当初の1歳児から生後6か月～4歳に拡充するほか、ワクチン接種にかかる費用を実質無料とするなどの、インフルエンザ予防接種の接種促進を行ったことにより、インフルエンザのまん延防止が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:予防接種費補助の継続】</p> <p>・インフルエンザのまん延防止のため、引き続き、1歳以上2歳未満を対象に予防接種費用の補助を実施する。</p>	
227	新型コロナワクチン接種事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		新型コロナウイルス感染症の発症予防及びまん延の防止	・12歳以上 ・小児(5～11歳) ・乳幼児(生後6か月～4歳)	個別医療機関や集団接種会場において、新型コロナワクチン接種を実施する。	計画 どおり	3,039,053	R2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):新型コロナワクチンの接種体制の確保】</p> <p>・若者や働く世代の接種を促進するため、大学・企業・商業施設・ライトキューブ宇都宮等の様々な会場において夜間・休日に集団接種を実施(25か所、延べ254回)し、予約なしで接種ができる「ぶらっとワクチン」事業を行ったほか、抽選でプロスポーツ関連グッズ等を贈呈する「接種促進キャンペーン」を実施した。また、市民が安心して接種を受けられるよう、ワクチンの効果や安全性等について、新聞折込チラシの配布やデジタルサイネージ、公式ツイッター・LINEなどのSNS、バス広告など、あらゆる機会を活用して周知を図った。その結果、12歳以上の54.1%、65歳以上の81.4%がオミクロン株対応ワクチンの接種を完了(いずれも全国平均を約5%上回る)し、新型コロナウイルス感染症の発症予防及びまん延の防止が図られた。</p> <p>・令和5年度においても、引き続き、臨時接種(公費負担により無料)として実施が予定されており、事業の目的を重症化予防に転換し、重症化リスクの高い高齢者等を中心とした接種となるため、接種対象者が円滑に接種できる体制を整えるとともに、ターゲットを絞った周知が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:新型コロナワクチンの接種体制の確保と接種率向上に向けた効果的な周知啓発の実施】</p> <p>・令和5年度においては、重症化リスクの高い高齢者等を対象とした「春夏接種(5～8月)」と、すべての年齢を対象とした「秋冬接種(9月～)」の実施が予定されていることから、国のワクチン供給量や供給時期を踏まえ、市医師会等の関係団体と連携・協力しながら、引き続き安全かつ円滑に接種できる体制を確保していく。また、重症化リスクの高い高齢者等の接種率向上を図るため、高齢者が利用する老人福祉センター等において接種の周知をするとともに、ワクチンの効果や安全性等に関する正しい情報を様々な機会を通して分かり易く効果的に発信していく。</p>	
228	骨髄移植者等再接種費用補助事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		骨髄移植等により再接種が必要になった方に対し、接種費用を助成することで、感染症の発生・まん延を防止し、子育てに係る負担の軽減を図る	骨髄移植等により接種済みの予防接種の効果も期待できず、改めて予防接種を受ける必要がある者	予防接種に要した費用又は定期接種の市負担額のいずれか低い額を助成する。	計画 どおり	20	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者に対する周知】</p> <p>・骨髄移植者等再接種費用補助について、ホームページや広報紙を通じて市民に周知を図ったが、件数はあまり伸びなかった。</p> <p>・より市民に周知を図るため、その方法を検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:対象者に対する継続周知】</p> <p>・感染症の発生予防とまん延防止を図るため、引き続き、ホームページや広報紙を通じて周知を図るとともに、より広く周知がされるよう、県内で骨髄移植等を実施している大学病院や骨髄バンクなどに依頼し、対象となる方へのチラシの配布を行う。</p>	
229	予防接種運営費	Ⅱ-5	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	乳幼児(0歳～7歳6か月) 児童・生徒(9歳～高校1年生相当) 65歳以上の高齢者及び60歳～64歳の身体障害者手帳1級程度の者	・予防接種法に基づく下記の定期予防接種を実施する。 ・ロタ、B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合(乳幼児)、麻しん(乳幼児)、風しん(乳幼児)、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ ・予防接種に係る周知を行う。(子宮頸がんキャッチアップ等含む)	計画 どおり	1,293,921	S24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):対象者への個別通知などの接種動奨の実施】</p> <p>・各種定期接種について、対象者への個別通知や広報紙、ホームページ等による周知を行ったことで、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。</p> <p>・日本脳炎の限定出荷が解除されたことにより、医療機関宛てに広く周知をし、接種率向上に向け取り組んだ。</p> <p>・定期接種として位置付けられている予防接種について、四種混合の対象者拡大や子宮頸がん予防ワクチン9価の追加などの変更があったが、医療機関及び対象者に、市のホームページや広報紙などを通して広く周知し、疾病の発生予防やまん延防止を呼びかけた。</p> <p>・子宮頸がん予防ワクチンのキャッチアップ接種は令和6年度までであるため、対象者の接種率向上に向け、さらなる周知が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:キャッチアップ接種対象者等へ周知と子宮頸がん予防ワクチン接種の促進】</p> <p>・子宮頸がん予防ワクチンについて、定期接種対象者のほか、キャッチアップ接種対象者に対しても、公費による接種が受けられることについて引き続き周知し、子宮頸がん予防ワクチンの接種促進を図る。また、子宮頸がん予防ワクチン9価が導入されたことによる、安全性や有効性など十分に理解し接種の検討を促す。</p>	
230	市外予防接種受診者補助事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進		疾病の発生予防及びまん延の防止	宇都宮市に住民登録があり、法定の予防接種を委託医療機関以外の市外の医療機関で接種せざるを得ない者	申請に基づき、予防接種に係る費用の一部又は全部を助成する。	計画 どおり	8,433	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助事業の実施】</p> <p>・市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、申請者に対する助成を実施することで、疾病の発生予防及びまん延の防止が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助事業の継続実施】</p> <p>・疾病の発症予防及びまん延防止のため、市民の受益の公平性、予防接種の接種率の向上の観点を踏まえながら、補助事業を継続して実施する。</p>	
231	被爆者健康診断	Ⅱ-5	健康づくりの推進		被爆者の健康保持・増進	原子爆弾被爆者の援護に関する法律に基づく原子爆弾被害者	健康診断(定期健康診断(一般検査:年2回)、希望による健康診断(一般検査・がん検診)、精密検査を実施する。	計画 どおり	341	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):健診の実施と受診環境の整備】</p> <p>・健診を希望する被爆者に対し、案内通知等を通して健康診断の周知を行い、健診を実施し、健康保持・増進が図られた。対象者からの健診希望があった医療機関に対し協力依頼を行ったことで受診率の向上が図られた。毎年健診を実施する受診者が決まっている印象のため、約8割の受診者にも健診の機会を促していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:対象者に対する健診の継続実施】</p> <p>・高齢化が進む被爆者の健康保持・増進のため、対象者に対する案内通知等を通して健康診断の周知を図り、対象者が受診しやすい環境の整備を推進していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
232	骨髄移植推進事業	Ⅱ-5	骨髄移植推進事業		骨髄等移植の推進	骨髄バンク事業において骨髄等の提供を行った本市に住所を有する者及びその者が勤務するドナー休暇制度のない市内の事業所等	骨髄等の提供のための面接、通院又は入院の日数(上限7日間)に、ドナーは2万円を、事業所等は1万円を乗じて得た金額を助成する。	計画 どおり	1,750	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):助成制度の普及と骨髄バンク事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度より助成対象者をドナー休暇のない市内の事業所に勤務する者からすべての市内在住者へと要件を緩和したことや、パンフレット等を用いた骨髄バンク事業の普及啓発活動の推進などにより、助成申請者数が昨年よりさらに増え12件となるなど、制度の普及が図られた。骨髄バンク事業におけるドナー登録者の増加を図るため、今後は更なる骨髄等移植における理解の醸成を進めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:助成制度の普及啓発の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨髄バンクドナー新規登録者数の増加を図るため、本事業の対象者及び事業所等に対して、継続的にさまざまな手法により情報発信に努め、骨髄移植に対する理解の推進と助成制度の普及啓発を図る。 	
233	特定健康診査等事業	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	特定健康診査・特定保健指導の実施	計画 どおり	233,992	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活習慣病等の早期発見・発症予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健康診査の受診率向上に向け、未受診者動員においてAIを活用した動員を実施し、未経験者の受診率向上につながった一方で、連続受診者の減少や不定期受診者の受診の定着不足が見られ、全体の受診率は令和3年度より回復したものの新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の水準には及ばなかった。引き続き、受診率向上に向け、定期的な健康管理や生活習慣病予防のための健診受診の重要性等を周知啓発するとともに、受診しやすい環境の整備や効果的な受診動員に取り組み、生活習慣病の早期発見・発症予防の取組を促す必要がある。 特定保健指導の実施率向上に向け、集団健診会場での周知啓発や、ハガキ・電話による個別動員等に取り組むことにより、年々実施率は増加していることから、更なる実施率の増加が図られるよう、特定保健指導該当者への効果的な動員に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:効果的な受診動員の確実な実施と健診・保健指導の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の生活習慣病等の早期発見・発症予防に向け、新型コロナウイルス感染症の影響等により不定期受診者や未経験者となった者の連続受診者への移行や若い世代の受診率向上を目指し、AIを活用した通知動員を引き続き実施していくとともに、周知啓発やがん検診とセットで受診できる総合健診・早期健診等の受診者のニーズを踏まえた環境整備に取り組んでいく。さらには、SMSを活用した動員の実施や40代への動員ハガキに健診の内容や意義を動画でお知らせする「動く手紙」へ誘導する2次元コードを掲載し、ICTを活用した新たな動員の手法に取り組んでいく。 特定保健指導実施率のさらなる増加に向けて、特定保健指導の内容・メリット等を記載した動員ハガキや、時機を捉えた保健指導の利用を促す電話動員を実施するとともに、ICTを活用した保健指導等の利用しやすい環境整備に引き続き取り組んでいく。 	
234	人間ドック・脳ドック健診補助事業(国民健康保険)	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画 どおり	25,080	S59 (人間) H9 (脳)		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者数は減少しているものの、受診者数は前年度を上回っている。人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、国保だより等による広報や国保新規加入者への受診動員チラシの配付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、特定健診と人間ドックの周知をあわせて行うなどの工夫するとともに、健診費用の一部補助を実施する。 	
235	ヘルスプランうつのみや事業(糖尿病性腎症の重症化予防事業)	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	糖尿病性腎症重症化リスクを抱える医療機関未受診者及び糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い者への保健指導による重症化予防	40歳から74歳の国民健康保険被保険者	受診動員及び保健指導の実施	計画 どおり	141	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):糖尿病性腎症重症化予防の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診動員については、中断者への動員数を増やしたところ、受診者数の増加につながった。糖尿病性腎症重症化リスクがある者への保健指導においては、基準を見直し保健指導対象の幅を広げたことにより、より多くの方に保健指導を行うことができ、指導内容を見直すことで、検査値の改善等が図られた。 <p>【②今後の取組方針:専門職員による保健指導の充実・強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病性腎症の重症化予防を図るため、引き続き、受診動員を実施するとともに、県糖尿病重症化予防プログラム推進医等と連携し、保健指導対象者の改善につながる効果的な指導に取り組む。 	
236	人間ドック・脳ドック健診補助事業(後期高齢者医療)	Ⅱ-5	健康づくりの推進	SDGs	被保険者の疾病の早期発見・早期治療	後期高齢者医療被保険者	人間ドック・脳ドックいずれかの健診費用の一部補助(補助単価:10千円/人)	計画 どおり	8,930	H23		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):疾病の早期発見・早期治療の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 受診者数は前年度より増加している。人間ドック・脳ドックの健診費用の一部を補助するとともに、広報紙による広報や後期高齢者医療制度新規加入者への受診動員チラシの配付など、事業の周知啓発に取り組むことにより、疾病の早期発見・早期治療が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者の疾病の早期発見・早期治療の促進を図るため、引き続き、事業の周知に取り組むとともに、健診費用の一部補助を実施する。 	
237	宇都宮市医療保健事業団補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		公益財団法人宇都宮市医療保健事業団の継続的で安定的な運営体制の確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団	団体運営に要する経費の一部を補助	計画 どおり	90,022	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):継続的で安定的な運営体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助したことで、安定的な運営につながった。また、事業団の安定的な運営に資する取組への支援を行った。 <p>【②今後の取組方針:安定的な運営体制の確保に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 宇都宮市医療保健事業団の運営に要する経費を一部補助するなど、事業団の安定的な運営に向けた必要な支援等を行う。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
238	夜間休日救急診療所運営事業	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		初期救急医療体制の維持・確保	公益財団法人宇都宮市医療保健事業団(指定管理者)	夜間休日救急診療所の適切な円滑な管理運営	計画どおり	430,810	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:初期救急医療体制の維持・確保</p> <p>・本市の初期救急医療体制に精通し市内の医療機関と緊密な連携が可能である宇都宮市医療保健事業団を指定管理者とし、コロナの状況下においても屋外施設(プレハブ等)を活用した診療を行うなど、夜間休日救急診療所の円滑な運営に取り組んだ。今後は、市民が診療所内で安心して受診できるよう、施設内における感染症対策の強化に取り組むほか、令和6年4月から適用される医師の時間外労働規制に係る「医師の働き方改革」へ対応し、夜間・休日における大学病院等からの医師の派遣を継続する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】:夜間休日救急診療所の適切な円滑な運営の確保</p> <p>・初期救急医療体制の維持・確保を図るため、市医師会や事業団等と連携しながら、夜間休日救急診療所の感染症対策の施設改修に取り組むとともに、「医師の働き方改革」へ適切に対応するため、大学病院等からの医師派遣継続に係る手続きを進め、従事する医師の安定的な確保に努める。</p>	拡大
239	(保健総)保健施設整備費(単独)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化	保健所及び夜間休日救急診療所の施設	保健所及び夜間休日救急診療所の施設の整備及び改修	計画どおり	46,330	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:施設の長寿命化に向けた改修の実施</p> <p>・「宇都宮市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の改修に取り組むなど、既存施設の長寿命化を図りながら、安全で快適な利用を維持することができた。</p> <p>【②今後の取組方針】:計画的な施設の改修の実施</p> <p>・保健所及び夜間休日救急診療所について、施設の安全で快適な利用及び施設の長寿命化を図るため、引き続き、施設の計画的な改修を行う。</p>	
240	保健衛生事業推進協力金(市医師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市医師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	17,000	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保健衛生事業の円滑な推進</p> <p>・市が実施する保健衛生事業に対して、市医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</p> <p>【②今後の取組方針】:市医師会との連携協力体制の継続的な確保</p> <p>・引き続き、市医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。</p>	
241	口腔衛生事業推進協力金(市歯科医師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		市が実施する口腔衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市歯科医師会	口腔衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	4,350	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:口腔衛生事業の円滑な推進</p> <p>・市が実施する口腔衛生事業に対して、市歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</p> <p>【②今後の取組方針】:市歯科医師会との連携協力体制の確保</p> <p>・引き続き、市歯科医師会との連携協力体制を確保し、市の実施する口腔衛生事業を円滑に推進する。</p>	
242	保健衛生事業推進協力金(市薬剤師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		市が実施する保健衛生事業の円滑な推進	一般社団法人宇都宮市薬剤師会	保健衛生事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	600	S58		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保健衛生事業の円滑な推進</p> <p>・市が実施する保健衛生事業に対して、市薬剤師会との連携協力体制を確保したことにより、事業が円滑に推進した。</p> <p>【②今後の取組方針】:市薬剤師会との連携協力体制の確保</p> <p>・引き続き、市薬剤師会との連携協力体制を確保し、市の実施する保健衛生事業を円滑に推進する。</p>	
243	健康増進事業等推進協力金(県医師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人栃木県医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	1,977	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:健康増進事業の推進</p> <p>・県医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:県医師会との連携協力体制の確保</p> <p>・引き続き、県医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。</p>	
244	健康増進事業等推進協力金(県歯科医師会)	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		健康増進事業の推進	一般社団法人栃木県歯科医師会	健康増進事業を推進する団体に対して協力金を交付	計画どおり	352	S52		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:健康増進事業の推進</p> <p>・県歯科医師会との連携協力体制を確保したことにより、健康増進事業の推進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:県歯科医師会との連携協力体制の確保</p> <p>・引き続き、県歯科医師会との連携協力体制を確保し、健康増進事業を推進する。</p>	
245	准看護師養成補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮准看護高等専修学校	専修学校の運営に係る経費の一部を補助	計画どおり	7,600	S59		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:准看護師の養成・確保</p> <p>・准看護学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い准看護師の養成・確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:准看護師の持続的な養成・確保</p> <p>・質の高い准看護師を養成・確保していくため、当学校が円滑に運営されるよう、継続的に支援する。</p>	
246	歯科衛生士養成補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		質の高い医療従事者の養成・確保	宇都宮歯科衛生士専門学校	専門学校に要する経費の一部を補助	計画どおり	6,000	S53		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:歯科衛生士の養成・確保</p> <p>・歯科衛生士学校の運営に要する経費の一部を補助したことにより、学校の円滑な運営につながり、質の高い歯科衛生士の養成・確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:歯科衛生士の更なる養成・確保</p> <p>・質の高い歯科衛生士を養成・確保していくため、当学校が円滑に運営されるよう、継続的に支援する。</p>	
247	健康危機管理対策事務費	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		健康危機管理体制の確保・充実	健康被害が発生したあるいは発生する恐れのある事業	健康危機管理事業発生時における協力体制を強化	計画どおり	0	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:健康危機管理発生時の適切な対応の実施</p> <p>・新型コロナウイルス感染症に対しては、感染状況に応じ、関係部局や関係団体等と連携し、保健所体制の強化などの対応を行った。また、鳥インフルエンザに対しては、県と情報共有しながら、発生時の協力体制を確保した。今後は、感染症法改正に伴い、外部からの応援職員(医師や保健師等)の受入体制(受援計画)などを盛り込む「健康危機管理対応計画」の策定などが必要である。</p> <p>【②今後の取組方針】:健康危機管理体制の強化</p> <p>・今後、発出予定の国のガイドラインを踏まえながら、業務の重点化や絞り込み、受援計画などを盛り込む「健康危機管理対応計画」を策定する。鳥インフルエンザについては、引き続き、県と連携しながら、発生時の協力体制を確保する。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
248	救急医療対策事務	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	救急告示医療機関、市医師会、消防等関係団体	救急医療対策連絡協議会の開催	計画どおり	363	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な二次救急医療体制の確保 ・救急医療対策連絡協議会において、評価検証を行い、関係機関と連携し、情報を共有したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】救急医療対策連絡協議会の継続 ・引き続き、救急医療対策連絡協議会において、関係機関と連携し、情報を共有しながら、二次救急医療体制の維持・確保を図る。</p>	
249	小児救急医療体制補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		小児救急医療体制の維持・確保	済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部を補助(国・県・市 1/3)	計画どおり	20,771	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な小児救急医療体制の確保 ・運営に要する経費の一部を補助したことにより、夜間及び休日における小児救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】補助の継続実施 ・小児救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、小児救急医療を担う医療機関の運営に要する経費の一部を補助する。</p>	
250	病院群輪番制病院運営費補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	輪番実施日数に応じ、その運営に要する経費の一部等を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	74,522	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な二次救急医療体制の確保 ・運営に要する経費の一部等を補助したことにより、夜間及び休日における円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】補助の継続実施 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院の運営に要する経費の一部等を補助する。</p>	
251	協力病院等運営費補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(1病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療の運営に要する経費の一部等を補助	計画どおり	29,058	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な二次救急医療体制の確保 ・病院群輪番制病院を支える協力病院等の運営に要する経費の一部を補助したことにより、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】補助の継続実施 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療の運営に要する経費の一部を補助する。</p>	
252	病院群輪番制病院設備整備費補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	病院群輪番制病院(済生会宇都宮病院、NHO栃木医療センター、JCHOうつのみや病院、宇都宮記念病院、NHO宇都宮病院)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(国・県・市 各1/3)	計画どおり	7,040	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な二次救急医療体制の確保 ・病院群輪番制病院への設備整備に要する経費の一部を補助することにより円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】補助の継続実施 ・救急患者の治療のために必要な医療機器等を整備することは、二次救急医療体制の維持・確保を図るためには重要であることから、引き続き、病院群輪番制病院の設備整備に対し、本補助金を活用しながら支援を行っていく。</p>	
253	協力病院等設備整備費補助金	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		二次救急医療体制の維持・確保	協力病院(7病院)、連携病院(1病院)、協力診療所(2診療所)、連携診療所(1診療所)	救急医療に必要な設備整備に要する経費を補助(市・事業主体 各1/2)	計画どおり	1,595	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な二次救急医療体制の確保 ・協力病院等の設備整備に要する経費に補助金を交付し、円滑な二次救急医療体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】補助の継続実施 ・二次救急医療体制の維持・確保を図るため、引き続き、病院群輪番制病院を支える協力病院等に対し、救急医療に必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。</p>	
254	災害時医療対策事務	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		災害時医療提供体制の確保	医療機関及び医療関係団体等	災害時医療救護活動に係る訓練の実施、会議の開催	計画どおり	1,144	H7		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】円滑な災害時医療救護体制の確保 ・コロナの状況下において関係機関、団体等が一堂に会した訓練が実施できない中、医療機関とEMIS入力訓練を実施し、医療機関の被災状況などの情報を共有することで、災害時の連絡通信体制の確保が図られた。今後は災害時に医療提供体制が有効に機能するよう、感染症対策を講じながら実際の災害を想定した実践的な訓練を実施する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針】医療関係団体等と連携した訓練の実施 ・災害時医療提供体制の安定的な確保を図るため、災害対策本部と連携を強化するとともに、医療機関等と実践的な訓練を行っていく。</p>	
255	医事・監視指導事務	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		良質かつ適切な医療提供の確保	病院、診療所、助産所、歯科理工所、施術所、衛生検査所	許認可及び新型コロナウイルスの感染状況に応じた監視指導の実施	計画どおり	404	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】良質かつ適切な医療提供体制の確保 ・新型コロナウイルスの感染状況に応じて、医療法等に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医療提供体制の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】医療施設等に対する計画的な立入検査の実施 ・引き続き、医療施設等に対する立入検査を実施する。</p>	
256	救急医療適正受診促進費	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		救急医療の適正受診の促進	市民	新型コロナウイルスの感染状況に応じた救急医療の適正受診の促進に向けた啓発	計画どおり	695	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】適正受診を普及啓発するためのイベントの開催 ・救急受診の手引きを配布したほか、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、救急の日・救急医療週間におけるイベントとしてオンラインによる講演会を実施するなど、救急医療の適正受診に向けた普及啓発を行った。</p> <p>【②今後の取組方針】適正受診方法についての普及啓発の実施 ・引き続き、市民に対し、救急医療の適正な受診について、適切な方法による普及啓発を実施する。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
257	薬事・監視指導事務	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、医療機器、毒物劇物等の安全性の確保 大麻等の薬物乱用防止の普及啓発 かかりつけ薬局・薬剤師の推進に係る啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 薬局、店舗販売業、医療機器販売業、毒物劇物取扱施設、温泉施設 市民 	<ul style="list-style-type: none"> 許認可及び監視指導の実施 薬物乱用防止対策 かかりつけ薬局・薬剤師の推進にかかる啓発 	計画どおり	656	H8	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：医薬品等の安全性の確保、薬物乱用防止対策とかかりつけ薬局等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品医療機器等法に基づく立入検査を実施することにより、良質かつ適切な医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制の確保が図られた。 薬物乱用防止対策については、小中学校等の多くの学校から申し込みがあり、感染症対策を講じながら、児童生徒に分かりやすいマンガリーフレットを活用して講座を実施した。 薬のことについて、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ薬局・薬剤師」に係る市民への周知のため、市薬剤師会と連携して市民公開講座や出前講座の実施した。 <p>【②今後の取組方針：医療施設等に対する計画的な立入検査の実施と薬物乱用防止対策の充実強化、かかりつけ薬局等の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、宇都宮市薬事関係監視指導計画に基づき、薬局等に対する立入検査を実施し、良質かつ適切な医薬品・医療機器・毒物劇物の提供体制を確保する。 また、市薬剤師会等と連携し、市民に対し、薬物乱用防止対策や「かかりつけ薬局・薬剤師」に係る効果的な啓発に取り組む。 	
258	献血普及啓発事業	Ⅱ-5	地域医療体制の充実		<p>輸血用血液の安定的な確保</p>	市民	<ul style="list-style-type: none"> 情報発信による市民への献血の普及啓発と献血会の支援 	計画どおり	136	S44		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：献血の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 献血に係る普及啓発を行うとともに、自主的かつ組織的に献血を推進する各献血会の取組を支援した。 <p>【②今後の取組方針：献血の普及啓発と献血団体の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸血用血液を安定的に確保するため、引き続き、市民の理解と協力が得られるよう献血の普及啓発を行うとともに、各献血会の取組を支援する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
259	認知症総合支援事業	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した認知症ケア体制の充実	医療・介護従事者、市民(認知症の疑いのある方など)	医療や介護が緊密に連携した切れ目のないケア体制の充実、認知症の早期発見や相談支援の推進	計画どおり	6,538	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:認知症の本人・家族に対する相談機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月に認知症サロン「さくらカフェ」を新たに設置し、クリスマス会や子ども向けの学習教室などの地域に根差したイベントを開催しながら、地域住民への積極的な事業周知に取り組んだことにより、認知症の方やその家族の利用が月40名を超え、参加者の定着を図ることができた。 また、もの忘れ相談会においては、地域別データ分析で認知症リスクの高い傾向があった地域での開催を継続し、認知症の本人の不安や家族の悩みなど、それぞれの地域における幅広い相談ニーズに応じることができている。 引き続き、より多くの地域における相談機会の充実に取り組む必要がある。 <p>【②今後の取組方針:もの忘れ相談会及び認知症カフェの普及促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> より多くの地域において、認知症の本人・家族に対する相談体制の強化を図るため、もの忘れ相談会の開催地域や開催施設の工夫に取り組むとともに、地域における認知症カフェ(認知症の方を始めとする誰もが集える場)の取組の普及促進に取り組む。 	
260	認知症周知啓発事業	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実	好循環P 戦略事業	認知症の正しい理解に向けた周知啓発の推進	市民(認知症の本人や家族を含む)	市民一人ひとりが認知症に対する理解を深めるための周知啓発	感染症の影響による変更	786	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:認知症の方を支える地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター(認知症の方を温かく見守る応援者)については、コロナの影響により依然として養成者数は低調となっているものの、オンライン方式の活用を働きかけながら、新たな団体・学校の開催につなげるなど、着実に参画団体の裾野を広げている。 認知症パートナー(具体的な支援活動の実践者)については、養成者数が100人に達したほか、家族の会のイベントにおける認知症の方の補助や、認知症グループホームにおける演奏会の開催などにつなげるなど、着実に活動の輪を広げている。 地域共生社会の構築に向け、認知症サポーターや認知症パートナーが地域で活躍し、それぞれの立場で認知症の方を支えることができる地域づくりを推進する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:認知症の方を地域で支える支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症パートナーが中心となり、認知症サポーターを始めとする地域住民が協力して認知症の方に寄り添った支援を行うことができるよう、認知症サポーターや認知症パートナーの活動を周知するとともに、地域住民によるはいかい高齢者の早期発見に資するスマホアプリの導入や、認知症を原因とする事故等が生じた場合に一定の補償を行う保険制度の創設に取り組む。 	拡大
261	ひとり暮らし高齢者等の安心ネットワーク事業	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		地域の見守りと支援体制の充実	概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者等	・地域による見守り ・地域包括支援センターによる安否確認	計画どおり	ケア会議 4,220 安否確認 2,069	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍におけるひとり暮らし高齢者調査と見守りの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり暮らし高齢者を把握するための調査について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これまでの民生委員等による訪問調査に代わり、見守りの希望や緊急連絡先などを確認する調査票を郵送して実施した。得られた情報は、民生委員や地域包括支援センターと情報共有し、見守りや安否確認につなげることができた。また、見守りが必要な者に対しては、地域ケア会議(見守り活動会議)において見守り体制等について話し合い、地域による見守りや地域包括支援センターによる安否確認を実施したことにより、支援体制の充実が図られた。 <p>【②今後の取組方針:見守り対象者の把握と地域による見守りの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 見守り対象者の把握のため、民生委員等による訪問調査を実施し、民生委員や地域包括支援センターと連携し、対象者の効率的な把握に努める。 高齢者に対する地域の見守り等の支援を充実するため、民生委員や地域包括支援センターと連携し、地域の実情や対象者の状況に応じた見守りを実施していく。 	
262	高齢者等ホームサポート事業	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者等の在宅における自立支援		生活保護・所得税非課税世帯で、介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者、障がい者及びこれに準ずる者で構成される世帯の当該高齢者等	軽易な日常生活の支援を通常の1割の料金で提供	計画どおり	11,903	H14	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業周知と適正なサービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページにおいて事業の周知を行いながら、受託者や包括支援センターと連携を図り、適正にサービスを提供することで、在宅高齢者の自立支援が図られた。 <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅高齢者の自立支援のため、引き続き、受託者等と連携を図りながら、事業の周知を実施するとともに、支援が必要な高齢者に対して適正なサービスを提供していく。 	
263	紙おむつ購入費支給事業	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護サービスの充実 ・介護サービス利用者の負担の軽減	在宅で要介護1以上の認定を受けた紙おむつ利用者	・利用者の申請に基づき、5,500円/月を限度に紙おむつ購入費の9割、8割または7割を支給 ・支給方法:紙おむつ宅配(受領委任払い)及び償還払い	計画どおり	集計中	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:紙おむつ購入費支給事業の周知により支給件数が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等により事業周知を行い、前年度よりも償還払い、宅配方式ともに支給件数が増加するなど、介護サービス利用者の負担軽減が図られた。 <p>【②今後の取組方針:紙おむつ購入費支給事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅の要介護者の負担軽減を図るため、引き続き、広報紙等により周知を図りながら事業を実施していく。 	
264	低所得者利用者負担対策事業(扶助費)	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護サービス利用者の負担の軽減	介護保険サービスの利用者負担軽減制度を適用する社会福祉法人	社会福祉法人利用者負担軽減額の一部助成	計画どおり	1,017	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:低所得者利用者負担対策事業の周知と実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報紙等を活用した市民への周知やサービス利用者の認定を行うとともに、利用者負担の軽減を行った社会福祉法人への助成を実施したことにより、介護サービス利用者の負担軽減が図られた。 <p>【②今後の取組方針:低所得者利用者負担対策事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険サービス利用者の負担軽減のため、引き続き、低所得者が必要な介護サービスを利用することができるよう、市民に周知を図るとともに、未実施である社会福祉法人に対する事業実施の動員を行っていく。 	
265	軽費老人ホーム利用料補助金	II-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	軽費老人ホーム(ケアハウス)を設置・運営する社会福祉法人	軽費老人ホーム入所者の利用料の一部を社会福祉法人に対して補助	計画どおり	210,793	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:低所得高齢者等の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽費老人ホームの運営法人に対して、入所者の利用料の補助を実施することにより、主に低所得の高齢者等の安定的な居住場所を確保するとともに、負担の軽減が図られた。 <p>【②今後の取組方針:低所得高齢者等の負担軽減補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、高齢者等が安心して自立した生活ができる居住を確保するため、引き続き、事業を実施し、低所得の高齢者等の負担の軽減を図っていく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
266	老人福祉施設産休等代替職員雇用費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護を担う人材の支援	当該補助事業の申請可能な市内経費老人ホーム(4施設)	老人福祉施設における代替職員の雇用費を助成	計画どおり	0	H8		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):実績なし】 ・実績は無かったが、介護人材の不足が見込まれる中、介護を担う人材への支援は必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:補助制度の継続実施】 ・老人福祉施設における適正なサービスを維持するため、引き続き、事業を実施していく。</p>	
267	高齢者無料入浴券交付事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の保健衛生と健康保持	自宅に入浴施設がない70歳以上の高齢者	無料入浴券の交付(年間最高60枚)	計画どおり	764	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービスの提供】 ・実施公衆浴場や広報紙による事業周知を行いながら、自宅に入浴施設がない高齢者へ入浴券を交付したことにより、高齢者の保健衛生と健康保持が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・高齢者の保健衛生と健康保持のため、引き続き、実施公衆浴場等との連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。</p>	
268	福祉入浴援助事業補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大	概ね65歳以上の虚弱な高齢者等に対し、福祉入浴を実施する公衆浴場経営者	福祉入浴援助事業を行う公衆浴場経営者への運営費の補助	計画どおり	1,080	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施】 ・実施公衆浴場の運営費を補助したことにより、高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・高齢者の閉じこもり防止や交流機会の拡大を図るため、引き続き、実施公衆浴場へ運営費を補助していく。</p>	
269	緊急通報システム	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の緊急時の対応と通常時の健康相談等の提供	在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし等高齢者等	緊急通報装置を設置し、緊急時には消防への通報を行うとともに、日常時は健康相談・安否確認等を行う。	計画どおり	11,966	H元		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適正なサービスの提供】 ・緊急通報装置を設置することにより、ひとり暮らし高齢者等に対する緊急時の対応や日常的な相談、定期的な状況確認につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:適正なサービス提供の継続実施】 ・ひとり暮らし等高齢者の安全確保を図るため、引き続き、緊急通報装置を設置していく。</p>	
270	日常生活用具給付貸与事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	概ね65歳以上の在宅の高齢者(所得制限又は自己負担あり)	日常生活用具(火災警報器、自動消火器、電磁調理器、老人用電話、ソルナーカー、補聴器)の給付・貸与	計画どおり	1,532	S47		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・地域包括支援センターやケアマネージャー等と連携を図りながら事業の周知や日常生活用具の給付等を行うことにより、在宅高齢者の日常生活の充実につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・在宅高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者に適切なサービスを提供していく。</p>	
271	はり・きゅう・マッサージ施術の助成事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者のニーズに応じた福祉サービスの提供	70歳以上の高齢者等	年間最高18枚のはり・きゅう・マッサージ施術料助成券(1枚千円)を交付	計画どおり	63,141	H2		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・事業者と連携を図るとともに、事業周知や助成券を交付することで、高齢者の健康で自立した生活の充実につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、引き続き、事業者と連携を図りながら事業の周知を行い、必要な高齢者にサービスを提供していく。</p>	
272	高齢者住宅改修補助	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	介護保険の認定を受けている65歳以上の高齢者のいる世帯(所得制限有)	高齢者の日常生活を容易にするための既存住宅の改良工事等経費に対する一部補助	計画どおり	14,660	H6		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):他事業との連携と適正なサービス提供】 ・介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながら適正なサービスを提供したことにより、高齢者の在宅での自立した生活の充実につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:他事業との連携と適正なサービス提供の継続実施】 ・対象となる高齢者が住みなれた住宅で自立した生活が継続できるよう、引き続き、介護保険サービス(住宅改修費支給)を補完しながらサービスを提供していく。</p>	
273	介護慰労金支給事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	65歳以上の介護保険の要介護4・5の認定を受けた高齢者を在宅で日常的に介護している家族	介護慰労金(年額12万円)の給付	計画どおり	1,082	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の適切な実施】 ・日常的に介護している家族等の負担軽減につながるよう、関係各課と連携を図りながら、円滑な事業実施に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針:事業周知と適正なサービス提供の継続実施】 ・事業の適切な利用につながるよう、引き続き、周知啓発を図りながら、日常的に介護している家族等を支援していく。</p>	
274	はいかい高齢者等家族支援事業補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		介護者への支援	はいかい高齢者等の介護者	はいかい高齢者検索システムの利用に対し、登録料及び利用料の一部を助成	計画どおり	205	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業周知と適正なサービス提供】 ・広報紙等による周知を行い、事業の利用促進を図ったことにより、助成件数が増加し、はいかいする高齢者等を介護する家族等への支援を行うことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:事業の充実と利用促進のための周知】 ・広報紙等における事業の周知とともに、機器の種類を増やすなど、更なる利用促進に努めていく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
275	成年後見制度(高齢者)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の権利擁護の推進	認知症等により判断能力が十分でない高齢者、もしくは親族等	成年後見制度の利用に向けた支援及び周知・啓発	計画どおり	3,945	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:成年後見制度の周知・啓発と利用に向けた支援、成年後見制度利用促進計画の策定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット等による成年後見制度の利用に向けた周知啓発を行うことにより、制度の理解促進に取り組んだほか、地域包括支援センターによる地域ケア個別会議において、成年後見制度の利用につなぐとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護が図られた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、司法・福祉・行政関係者から構成される「成年後見制度利用促進検討会議」を設置し、市民への制度理解の促進や成年後見制度における中核的な役割を担う機関の設置、関係機関による地域連携ネットワークの構築などについて議論を重ね、本市地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画)に今後の施策展開の方向などを盛り込んだ。 <p>【②今後の取組方針:中核機関の設置及び市民後見人の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度利用促進協議会(司法・福祉・行政等で構成)を設置し、成年後見制度の利用促進に向けた関係機関の連携強化を図る地域連携ネットワークを整備していく。 ・市社会福祉協議会への委託により中核機関を設置し、成年後見制度についての周知啓発や、各種相談対応、成年後見人等となる受任者の調整などの業務を行い、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。 ・市民後見人養成研修を実施し、成年後見制度の需要の増大に対応していく。 	拡大
276	高齢者虐待防止事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		在宅高齢者への虐待防止対策の強化	高齢者、養護者等	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止のための周知・啓発 ・虐待を受けている高齢者への支援 	計画どおり	99	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者虐待防止マニュアルの周知と関係機関との連携強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待に対して迅速かつ適切な支援が行えるよう、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援マニュアル」をもとに、地域包括支援センター職員や民児協高齢福祉部会委員に対して研修を実施したことにより、虐待防止事業の理解促進や関係機関との連携強化につながった。 <p>【②今後の取組方針:高齢者虐待防止の啓発と迅速な支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者への虐待の防止や迅速な対応を図るため、高齢者虐待の身近な相談窓口である地域包括支援センター職員、地域において高齢者虐待の早期発見、養護者の支援等に必要となる民児協高齢福祉部会委員を対象に研修会を開催するとともに、虐待・DV連携対策会議や民児協の地区定例会等を活用し、高齢者の虐待防止のための連携強化に努める。また、高齢者虐待の通報を受けた場合は、事実の確認を行い必要時の施設入所につなげるなど迅速に対応するとともに、虐待を受けた高齢者や養護者の支援を行う。 	
277	高齢者用住宅生活援助員派遣事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の多様な住まいの支援	自立した生活が不安な60歳以上の高齢者	高齢者用住宅への生活援助員の派遣	計画どおり	15,186	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者用住宅生活援助員派遣事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者用住宅に生活援助員を派遣し、定期的な安否確認等を行ったことにより、自立した生活が不安な高齢者の在宅生活支援につながった。 <p>【②今後の取組方針:高齢者用住宅生活援助員派遣事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の在宅生活支援のため、引き続き、申込窓口である住宅政策課と連携し、生活援助員の派遣等を行っていく。 	
278	食の自立支援事業(配食サービス)	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		高齢者の食生活の改善	食生活の改善が必要な65歳以上の高齢者	配食サービス(訪問による見守り及び食事サービスの提供)を通じた食生活の改善	計画どおり	21,083	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:食の自立支援事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者への事前アセスメント(サービスの必要性を判断するための課題把握等)を十分行った上で、訪問介護や通所介護などのサービス等と配食サービスを組み合わせることにより、高齢者の食生活の改善が図られた。 <p>【②食の自立支援事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の食生活の改善のため、引き続き、事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや事業者等の関係機関と連携し、事業を実施していく。 	
279	高齢者短期宿泊事業	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		短期宿泊による在宅生活の支援	一時的に家族の援護を受けることが困難な65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者	短期宿泊による在宅生活の支援	計画どおり	2,575	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:高齢者短期宿泊事業の周知と実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期宿泊施設への入所を支援することにより、一時的に家族の見守りを受けることが困難な高齢者等の、生活の場の確保につなげることができた。 <p>【②今後の取組方針:高齢者短期宿泊事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期宿泊による在宅生活の支援を行うため、引き続き、事業の周知を図るとともに、事業の適正な利用につながるよう、地域包括支援センターや民生委員と連携し、事業を実施していく。 	
280	老人福祉施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設の整備を行う法人	施設整備及び開設準備に要する費用の一部助成	計画どおり	100,680	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)における整備事業として、令和3年度及び4年度整備分(計240床分)について、境界画定に係る作業等に不測の日数を要したことなどにより、令和5年度に繰り越したっており、ニーズに応じたサービスを提供していくため、計画最終年である令和5年度中に施設整備を完了させる必要がある。 <p>【②今後の取組方針:施設整備の進行管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の期間中に確実に施設整備が完了するよう、適切な進行管理を行っていく。 	
281	老人福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		老人福祉施設の整備促進	市内で老人福祉施設を運営する社会福祉法人	老人福祉施設の小規模整備費の一部助成	計画どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人を対象に災害発生時の対応のみ補助する事業であり、昨年度は実績が無かった。 <p>【②今後の取組方針:災害時の対応での継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時への対応として、事業を継続していく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
282	介護施設整備費等補助金	Ⅱ-6	支え合いによる高齢者の日常生活の充実		地域密着型サービス事業所等の整備促進	市内で地域密着型サービス事業所等の整備を行う法人	施設整備及び施設の防災・減災に資する設備等並びに開設準備に要する費用の一部助成	計画より遅れ	150,451	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護サービス提供基盤の整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の設備整備については、事業者に対し意向調査を行い、ニーズを把握しながら整備促進を図った。 ・施設整備については、第8期介護保険事業計画(R3~R5)に基づき、認知症対応型共同生活介護に対する未整備圏域への参入促進を図るため、募集方法の見直しを行い公募を実施したが、応募がなかった。 ・認知症対応型共同生活介護の未整備圏域へ整備促進を図るため、第9期介護保険事業計画の策定に併せ、募集条件等の見直しを検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:介護サービス提供基盤の更なる安定化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8期介護保険事業計画の整備目標数が達成できるよう、経済情勢等を踏まえ、周知期間や工期を十分設け、着実な施設整備を推進する。 ・高齢者施設等の設備整備については、事業者へ交付金事業の周知・活用を図り、介護サービス提供基盤の更なる安定化を目指す。 ・第9期介護保険事業計画の策定に併せ、事業者の参入促進に繋がる募集条件を設定し、未整備圏域への整備促進を図る。 	
283	高齢者外出支援事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進	SDGs 好循環P	高齢者の外出支援の充実	年度内に70歳以上になる高齢者	年度につき1回、自己負担なしで、バスや地域内交通の乗車に使用できる10,000円分のポイントをICカードに付与、または10,000円相当分の地域内交通等の乗車券を交付	計画どおり	119,424	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の拡充とICカードを活用した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内交通のICカード導入に伴い、福祉ポイントが利用可能となったことから、庁内外の関係各所と連携し、ICカードを活用した高齢者外出支援事業の円滑な実施に努めたことにより、高齢者の更なる外出の促進や健康づくりの推進を図った。 <p>【②今後の取組方針:ICカードを活用した事業の実施と検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後開業を迎えるLRTをはじめとした本市の公共交通の充実と合わせ、ICカードを活用した外出支援事業のPRに努め、高齢者の更なる外出の促進につなげていく。 	
284	みやシニア活動センター事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者のニーズに応じたライフスタイルづくりを支援	シニア世代(おおむね50歳以上の市民)	総合相談、企画事業(定期講座・講演会等)、ネットワーク会議等の実施	計画どおり	1,611	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コロナ禍に対応した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・十分な感染防止対策を講じながら、予定していた事業を実施した。 ・企画事業は定員を制限して実施しているため、利用者数はコロナ禍前の水準には至っていないが、栃木県シニアサポーターによる事業(ふれあい村)について、各講座や市広報紙を活用した周知により、利用者が増加したため、センター利用者数は昨年度から大幅に増加した。 <p>【②今後の取組方針:栃木県シニアサポーターや関係機関等との連携によるセンター事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、センター事業を支援している栃木県シニアサポーターとの連携を図り、センター事業の実施に取り組む。 ・ネットワーク会議を開催するなど、ハローワーク等の関係機関・団体等との連携を維持し、シニア世代の一次的相談機関として幅広い利用者のニーズにも対応できるよう取り組む。 	
285	高齢者等地域活動支援ポイント事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進	SDGs	高齢者の社会参加や健康づくり、生きがいづくり	60歳以上の高齢者	高齢者等が取り組む「地域貢献活動」や「健康づくり活動」に対しポイントを付与し、貯めたポイントを介護保険料の納付や図書カード等の活動奨励物品などと交換する。	計画どおり	22,282	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):事業の円滑な実施と登録団体へのアンケート実施による現状把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、リモートによる傾聴活動など、各団体において、できる限りの工夫をしながら活動を行うことができた。 ・全庁的なDX推進の流れを踏まえ、本市で実施している他のポイント事業と同様、アプリでの実施の可否について、登録団体へアンケートを実施し、現状把握に取り組んだ。 <p>【②今後の取組方針:参加促進に向けた事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの実施結果などを踏まえながら、アプリの導入を含めた今後の在り方について検討する。 ・市主催の「はつらつ教室」など、回数が10回程度で完結する事業のみの参加者での奨励物品への交換をしやすいように、専用の申請書を、当該事業参加者用に用意するなど、申請書等の見直しを行っていく。 	
286	シルバー人材センター運営費補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の就労支援の充実	公益社団法人宇都宮市シルバー人材センター(対象:概ね60歳以上での健康で働く意欲のある高齢者)	公益社団法人シルバー人材センターへの運営費の補助、活動場所の提供、業務委託	計画どおり	34,393	S55		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):高齢者の就労支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターに対する運営費の補助により、経営基盤の安定化に寄与し、働く意欲のある高齢者の就労支援の充実につながった。 <p>【②今後の取組方針:団体に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労支援の充実のため、シルバー人材センターが引き続き、効果的・効率的な運営ができるよう、国のガイドラインを踏まえた支援・指導を行っていく。 	
287	一般介護予防事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の健康づくりの充実	65歳以上の高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室(はつらつ教室)の開催 ・自主グループの支援 ・プロスポーツチーム(栃木SC、宇都宮ブリッツェン、宇都宮ブレイクス)と連携した「いきいき健康教室」の開催 ・リハビリテーション専門職の派遣 	計画どおり	34,046	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):介護予防の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の質の向上や介護予防教室を運営する地域包括支援センターの負担軽減を図るため、運営主体を民間企業に変更したことで、全会場で内容が統一され、体力測定を教室の前後に実施することで、参加者への介護予防の意識づけを促すことができた。 ・プロスポーツチームと連携した「いきいき健康教室」については、定員を超える申し込みがあり、参加者からは楽しく介護予防に取り組めたとの声が多く聞かれるなど、健康の保持・増進を促すことができた。 ・自主グループに対するリハビリ専門職や歯科衛生士、管理栄養士等の専門職派遣事業については、派遣を依頼したグループから、今後の活動の励みになったという声が聞かれ、自主グループの活性化につながることができた。 <p>【②今後の取組方針:地域における介護予防事業の取組の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エビデンスに基づく介護予防の推進につなげるため、介護予防事業で得られた体力測定等のデータを集約し、有効活用する仕組みを検討するとともに、介護予防教室への参加者拡大を図るため、オンライン体操教室を開催する。 ・様々な介護予防事業の棲み分けの明確化や、自主グループへの移行など自立をより強く意識した短期集中型の支援について、地域包括支援センターとの意見交換を行いながら、より効果的な事業実施に向けた対応策を検討する。 ・自主グループへのリハビリ専門職の支援内容について、活動の定着・持続や活性化が図れるよう、ニーズに合わせたテーマ別の運動メニューの設定や活動効果把握のための体力測定指導の導入を検討する。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
288	長寿祝記念品贈呈事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	満80歳、90歳、100歳到達者、市内最高齢者	・対象者への敬老祝金の支給 ・対象者への祝詞及び記念品の贈呈	計画どおり	117,419	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:敬老事業見直しの検討】 ・対象者に対し、円滑に事業を実施することができた。 ・国や本市が実施した高齢者意識調査等により、高齢者の敬老事業への意識や市民ニーズを検証するとともに、他中核市や県内他市の状況、健康・平均寿命の伸びなどの社会情勢の変化を踏まえ、敬老事業の見直し案の検討を行った結果、引き続き現行制度で実施することとした。</p> <p>【②今後の取組方針:敬老事業のあり方の検討】 ・高齢者の長寿祝いに相応しい事業とするため、引き続き、市民ニーズを把握しながら敬老事業のあり方についての検討を継続していく。</p>	
289	敬老会開催共催負担金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進	地区社会福祉協議会(対象:75歳以上高齢者)	各地区での敬老会の開催支援、開催負担金の交付	計画どおり	111,975	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍における円滑な敬老会の実施】 ・運営主体である各地区社会福祉協議会の多くが、コロナ禍により記念品配布を中心とした事業となったが、市内39地区全てにおいて実施することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:運営主体である各地区社会福祉協議会の継続支援】 ・「アフターコロナ」を見据え、敬老会の開催が円滑に実施できるよう、引き続き、各地区等へのアンケートを実施しながら、開催支援及び開催負担金の交付を行い、高齢者への長寿祝いと高齢者福祉の理解促進を図っていく。</p>	
290	生きがいづくり推進事業派遣事業補助金	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		高齢者の生きがいづくりの促進	ねんりんピック(参加資格60歳以上)に出場する本市の栃木県代表選手	出場に係る費用の一部を補助	計画どおり	234	H14		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助金の支給方法見直し】 ・令和4年度から補助金の支給方法を見直し、選手の負担となっていた激励式を廃止して、激励式での現金支給から各選手への口添振込に変更したことにより、選手の負担軽減を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・高齢者の生きがいづくりを促進するため、引き続き出場に係る費用の一部を補助することにより、ねんりんピック出場の機運を高めていく。</p>	
291	老人クラブ活動費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	単位老人クラブ(対象:60歳以上の高齢者)	活動費への補助金の交付	感染症の影響による変更	13,648	S39		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:コロナ禍における活動継続支援】 ・小規模老人クラブは、コロナ禍で活動を制限される中でも、美化活動等を通じた地域貢献や、会員相互の交流による生きがいづくりに取り組んでおり、地域社会を支える重要な役割を担っていることから、引き続き、活動への支援に取り組み必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:クラブの実態やニーズを踏まえた活動継続支援の実施】 ・小規模老人クラブを始めとする既存クラブが今後も地域貢献や生きがいづくりに取り組んでいけるよう、補助金の見直しを含め、活動支援策の継続について検討していく。</p>	
292	老人クラブ運営費助成事業	Ⅱ-6	高齢者の生きがいづくりの推進		交流の場や交流機会の提供	宇都宮市老人クラブ連合会(対象:60歳以上の高齢者)	宇都宮市老人クラブ連合会への運営費の補助	計画どおり	2,459	S59		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:単位老人クラブへの育成支援の充実】 ・単位老人クラブへの育成支援を行う老人クラブ連合会に対して運営費の助成を行うことで、単位老人クラブ活動の充実強化が図られており、本市全域における高齢者の生きがい・健康づくりにつながっている。</p> <p>【②今後の取組方針:老人クラブ連合会に対する補助の継続実施】 ・高齢者の交流の場や交流機会を提供するため、老人クラブ連合会がより一層、効果的・効率的に運営できるよう、支援・指導を継続して行っていく。</p>	
293	在宅医療・介護連携推進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	医療・介護・福祉が連携した地域療養支援体制の推進	医療・介護従事者、市民	在宅療養を担う多職種が連携する仕組みづくりや医療・介護従事者の資質向上に向けた研修の実施、在宅療養に関する市民への普及啓発	計画どおり	19,920	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:多職種連携の強化】 ・地域共生社会の構築に向け、医療・介護連携支援ステーションが開催するブロック連携会議において、医療・介護従事者だけでなく、三士会(県弁護士会、司法書士会、県社会福祉士会)の会員や生活保護ケースワーカーなどの参画により、多機関協働につながるテーマを取り上げ、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応力の向上を図ることができたことから、引き続き、多職種連携の強化に取り組む必要がある。 ・地域包括ケア推進会議で意見を用いながら、服薬管理をテーマとする在宅療養パンフレットの作成や、人生会議をテーマとする公開講座の開催に取り組み、市民への在宅療養に関する理解の促進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:多機関連携に向けた研修の充実】 ・多様な職種との協働による包括的な相談支援体制の整備に向け、医療・介護連携支援ステーションにおいて、引き続き、多職種が参加するネットワーク研修を開催し、更なる連携の強化を図る。 ・服薬管理に関する市民理解の更なる促進に向け、令和4年度に作成した服薬管理に関するパンフレットを活用し、市民周知に取り組む。</p>	
294	介護予防・生活支援サービス事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	好循環P 戦略事業	要支援者等に対する支援の充実	・生活支援の担い手として社会参加する市民 ・要支援1・2の認定者等	地域の多様な主体による生活支援を確保	計画どおり	1,174,176	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:事業の周知と実施】 ・要支援者等の自立支援・重度化防止に向けて、地域包括支援センター等を対象とした研修会を開催し、事業の目的や各サービスの内容、特徴等を周知するほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、前年度から、地域における支え活動(サービスB等)の担い手を含めた養成を行った。 ・引き続き、多様なサービスの利用促進に向けて、ケアプランの作成を担う地域包括支援センター等と連携を図るとともに、介護人材が不足する中、サービスの提供体制を維持・充実していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:多様なサービスの提供体制の維持・充実】 ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所に対して、引き続き、研修会等の機会を通じて、利用促進に向けた事業説明を行うほか、「介護予防・生活支援サービス従事者養成研修」を開催し、介護人材や提供事業者の確保を図るなど、多様なサービスの提供体制の維持・充実を図る。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
295	地域包括支援センター運営事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進		高齢者の相談支援の充実	65歳以上の高齢者とその家族	・各種相談への対応と相談内容に応じた支援 ・地域のネットワーク構築に向け、地域課題の把握や解決を目的とした地域ケア会議の開催	計画 どおり	626,601	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：共生型の相談窓口設置に向けた地域包括支援センターの機能強化】 ・高齢者の困難事例への早期対応支援や地域包括支援センター間の総合調整など、地域包括支援センターへの後方支援を実施した。また、地域包括支援センターが継続的に役割を果たせるよう、国の示す地域包括支援センター業務の事業評価を行い、業務状況を明確化するともに、評価未達成の項目については、市が各地域包括支援センターと個別にその要因を分析・支援を行い、センター間で共通認識が必要な項目については、担当者会議を活用し、共通理解を図った。 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、庁内外の検討組織において検討を重ね、「包括的な支援体制の構築」と「地域支え合い活動」に向けた支援を一体的かつ重層的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施に伴い、令和5年4月より共生型の相談窓口を地域包括支援センターに設置することで合意を図った。</p> <p>【②今後の取組方針：地域包括支援センターの運営体制の整備・機能の強化】 ・共生型の相談窓口として、複雑化・複合化した課題に対して、他分野にまたがる支援機関のネットワークを活用し円滑に対応できるよう、事例研修や職種別研修等を実施し、センター職員の対応力の向上を図る。 ・地域包括支援センターが担う支援サービスがより効果的に提供されるよう、本市の実情を踏まえ、組合せ可能なサービスの充実など介護予防ケアマネジメントの見直しや相談窓口におけるICT環境の整備などを進め、センター業務の効率化を図る。 ・多職種参加により高齢者に関する個別課題の解決策を検討する地域ケア個別会議の実施率向上に向けて、現状分析を行うとともに、効果的かつ効果的な会議実施となるよう運用見直しを検討する。</p>	
296	訪問看護ステーション設置促進事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	SDGs 好循環P 戦略事業	訪問看護ステーションの設置促進	訪問看護事業者(市内に所在し、指定を受けてから1年以内、常勤換算方法で5人以上の看護職員等の員数を配置)	訪問看護ステーションの運営費の一部を補助	計画 どおり	93	H30		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：補助内容の見直し】 ・訪問看護ステーションの事業所数は、計画値を上回っている一方で、廃業する小規模事業所もあることから、引き続き、実態に即した補助内容の見直しを行う必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：事業の効果検証・あり方検討】 ・地域包括ケア推進会議(地域療養支援部会)や栃木県看護協会などの意見を伺いながら、事業の効果検証に取り組むとともに、事業のあり方を検討していく。</p>	
297	生活支援体制整備事業	Ⅱ-6	地域包括ケアシステムの構築・推進	SDGs 好循環P 戦略事業	地域における支え合い活動の充実	市民	第2層協議体及び生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題の掘り起こしや、その解決策の検討等を実施	計画 どおり	6,679	H29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：第2層協議体を4地区設置】 ・各地域における勉強会の開催や、地域団体等に対する個別の説明のほか、公共施設において各地区の取組状況に係るパネル展示を実施するなど、様々な機会を通じて第2層協議体を設置する目的や必要性等について、理解促進を図ることにより、4地区(合計34地区)において第2層協議体が設置された。 ・一方で、未設置地区が4地区あり、これまでの支援を踏まえ、その地域に合った支援を行っていく必要がある。 ・設置地区については、地域課題の抽出や支援を必要とする住民の洗い出しに取り組んでいる地区、居場所づくり等の具体的な活動を展開している地区など、その進捗状況は様々であることから、支え合い活動の創出・充実につながるよう、担い手の育成や確保など、地域の実情に応じた支援を行っていく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：第2層協議体の設置促進と円滑な運営支援】 ・地区連合自治会圏域全39地区への設置に向け、引き続き、地域包括支援センターや地域行政機関等と連携しながら、未設置地区での勉強会の開催や先進事例の紹介など、その地域の実情に応じた支援を繰り返し行っていく。 ・地域の主体的な活動を支援するため、引き続き第2層協議体の取組状況をまとめた事例集などを活用しながら、地域間の情報提供やネットワークづくりを行うとともに、地域の実情に応じて、生活支援活動の担い手の育成・確保に資する助言などを行っていく。 また、地域共生社会の構築に向け、第2層協議体において、参加者に対し、地域共生社会に係る意識醸成を図るとともに、高齢者のみならず、多様な主体が参画できるように、各地区におけるニーズを把握しながら、支援の方法について検討していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何を)	取組(何を)						
298	障がい者就職支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者に対する就職につながる機会の創出	一般就労を目指す障がい者	「障がい者就職ガイダンス」、「障がい者就労体験」、「障がい者サービス事業所見学会」の実施	計画どおり	24	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：ハローワーク及び商工会議所と連携した事業の実施】 ・障がい者就職ガイダンス等の就職支援事業を実施したことにより、企業等の障がい者雇用の理解促進及び障がい者の雇用機会の創出が図られた。 ・障がい者の就労意欲の更なる向上のため、業種や職種を拡大を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：中小企業等の参加促進】 ・障がい者の就職につながる機会を引き続き創出するために、自立支援協議会就労支援部会において、障がい者就労支援事業所や関係機関と就労支援策に係る意見交換を行いながら、ハローワークや商工会議所と緊密に連携しながら事業を実施していく。 ・令和6年4月から改定される障がい者法定雇用率の引き上げを見据え、企業等の障がい者雇用を一層支援するとともに、障がい者の一般就労拡大の契機となるよう、中小企業等の参加を促進し参加企業の増加などを図っていく。</p>	拡大
299	重度障がい者等就労支援特別事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		雇用施策と連携した通勤支援や職場等における支援の実施による重度障がい者等の就労機会の拡大	重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている障がい者で、民間企業や自営で週10時間以上就労するもの	通勤や職場等における身体の介護等(自営業者へは業務の支援を含む)	計画どおり	2,324	R3		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：適切なサービスの提供】 ・重度障がい者等の就労機会の拡大を図るため、重度訪問介護や同行援護による業務支援を実施したことにより、必要な労働の確保や就労における外出などの活動機会の拡大につながった。 ・また、利用希望があった自営業者に対しては、サービス提供事業者等と連携を図ることで、円滑な制度利用につながった。</p> <p>【②今後の取組方針：適切なサービス提供の継続実施・重度障がい者等就労支援特別事業の利用促進】 ・引き続き、就労時における支援を提供していくとともに、更なる利用拡大に向け、雇用施策の関係機関等と連携して周知を図っていく。</p>	
300	工賃向上等支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の就労及び工賃水準の向上	・障がい者 ・障がい福祉サービス事業所 ・団体等	わく・わくショップUの運営、施設等製品の販路拡大、企業等からの下請け業務の開拓及び事業所とのマッチングなど	計画どおり	9,929	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：施設製品の販路拡大、工賃水準の向上】 ・障がい福祉サービス事業所の自主製品の売上の増加が工賃水準の向上につながることから、「わく・わくショップU」における魅力ある製品の販売や大型商業施設におけるマルシェ等の販売会を引き続き実施したほか、「いちご一会とちぎ国体」、「いちご一会とちぎ大会」を販売の好機と捉え出店を後押しするなど、工賃向上等のための支援を積極的に実施したことにより、「わく・わくショップU」などの売り上げが回復するなど効果が得られた。 ※市内就労継続支援R型事業所の平均工賃月額 (R2:16,703円、R3:17,479円)</p> <p>令和元年度から開始した「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」については、下請け業務などの役務の開拓等を実施したほか、マッチング機能を活かし、大量受注役務に対し複数の事業所に対応するなどの共同受注の調整を図り、案件獲得につなげることができた。</p> <p>【②今後の取組方針：各種事業の継続実施】 ・障がい者の就労及び工賃水準の向上につなげるために、引き続き、「わく・わくショップU」の運営や事業所連絡会議の開催、「福祉的就労業務開拓・マッチング事業」の実施をしていくほか、販路拡大、共同受注の獲得及び販売会の拡充を行うなど、新たなニーズや方策を取り入れた支援を行っていく。</p>	
301	障がい者工賃ステップアップ事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の工賃水準の向上	障がい福祉サービス事業所	事業所に経営等に関する専門家(中小企業診断士)を派遣し、生産活動における経営改善を支援	計画どおり	1,060	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：中小企業診断士との連携による事業の実施】 ・専門家による売上と費用等の分析・助言により、生産活動の効率化や事業所の経営改善がなされ、一部事業所では工賃水準の向上が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針：障がい者工賃ステップアップ事業の継続実施】 ・障がい者の工賃水準の向上を図るため、引き続き、中小企業診断士と連携し、時節にあった生産活動や経営改善の方法を検討し提案・助言するなど、事業所ニーズに応じた支援を行っていく。</p>	
302	奉仕員等養成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	・各種奉仕員 ・通訳者等として活動する意欲を持つ市民	講座の実施	計画どおり	5,197	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：各種奉仕員等の人材育成】 ・手話奉仕員養成講座や音訳奉仕員養成講座を実施するなど、意思疎通支援に係る人材育成を行うことにより、聴覚及び視覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針：各種養成講座等の継続実施】 ・令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえ、聴覚及び視覚障がい者等の円滑な意思疎通を支援し、社会参加の促進等を図るために、引き続き、各種奉仕員養成講座等を実施していく。</p>	
303	意思疎通支援者等派遣事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		身体障がい者への日常生活支援及び社会参加の促進	聴覚障がい者、及び音声または言語機能障がい者	手話通訳者または要約筆記者の派遣	計画どおり	18,974	H13	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：意思疎通支援事業の実施】 ・手話通訳者、要約筆記者などの派遣に加え、令和4年度から、県との共同により「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を実施し、聴覚障がい者等の日常生活支援や社会参加の促進が図られた。また、手話通訳者が同行できない場合などにおいても、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」については、利用者が少ないことから、より一層の周知が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針：意思疎通支援事業の拡充・遠隔手話通訳サービスの利用促進】 ・聴覚、言語機能または音声機能の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の社会参加等を促進するために、引き続き、手話通訳者や要約筆記者を派遣していく。「遠隔手話通訳サービス」については、作成したチラシや動画などを活用した周知啓発を実施することで、更なる利用促進を図っていく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
304	障がい者福祉バス運行事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の社会参加の促進	宇都宮市に居住している障がい者及びその介護者、市内の障がい者福祉団体等	バス運行の委託	感染症の影響による変更	4,532	S54		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者の社会参加の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体からのニーズに応え、令和4年度から中型バス1台、マイクロバス1台の2台での運行を開始し、感染症対策を講じた上で事業を継続したことにより、稼働日数の回復が図られた。 特別支援学校等の社会見学や障がい者福祉施設等における施設外活動など、障がい者の社会参加の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:障がい者福祉バス運行事業の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の社会参加を促進するために、引き続き、障がい者や障がい者団体の研修会や社会見学等の際に、車椅子の乗車が可能なリフト付福祉バスの運行事業を継続していく。 	
305	障がい者交通費助成事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	知的及び精神障がい者の社会的自立、社会参加、社会復帰の促進	知的障がい者及びその介護者、精神障がい者保健福祉手帳所持者	公共交通機関等を利用する際の助成制度	計画どおり	9,610	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):交通費助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的及び精神障がい者に対して、公共交通機関を利用する際の助成を行い、社会的自立・社会参加等の促進が図られた。 精神障がい者交通費助成事業については、ICカード「Totora」へのポイント付与を行い、利用者の利便性の向上を図った。 <p>【②今後の取組方針:助成事業の実施及びICカードを活用した事業の実施と検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、交通費助成事業を実施し、知的障がい者及び精神障がい者の社会参加等を促進するとともに、精神障がい者交通費助成事業について、バス事業者と連携を図り、事業の効果等を検証し、利用者の更なる利便性向上につなげていく。 	
306	身体障がい者補助犬導入等補助事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	身体障がい者補助犬導入の促進	・補助犬育成事業者 ・18歳以上の在宅の身体障がい者	補助犬の育成事業者及び補助犬の導入等に要する経費	計画どおり	2	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助犬導入等費用の一部補助の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助犬の導入等に係る経費を一部助成することにより、利用者の負担軽減がなされ、補助犬の導入等の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:補助犬導入及び育成等費用の一部補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、身体障がい者補助犬の導入等を促進するために、引き続き、補助犬の育成及び導入に要する費用の一部を補助していく。 	
307	身体障がい者自動車運転支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	就労活動の助長促進を図るとともに、身体障がい者の日常生活や社会生活の活動範囲を拡大する。	肢体不自由の身体障がい者等	自動車改造及び運転免許取得の補助金交付	計画どおり	387	S50		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):就労等に必要自動車に係る費用の支援の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車改造に係る経費の一部を補助し、自動車による外出機会を確保充実することにより、身体障がい者の就労活動の助長促進や日常生活、社会生活の活動範囲の拡大が図られた。 <p>【②今後の取組方針:自動車改造等に係る補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の活動範囲の拡大等のために、引き続き、自動車の改造に要する経費や運転免許を取得する際に必要な経費の一部を補助していく。 	
308	重度障がい者タクシー料金助成事業(扶助費)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	障がい者の生活圏拡大と社会参加の促進	身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(A1・A2)精神障がい者保健福祉手帳1級所持者	タクシー券の配布	計画どおり	105,171	S60		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):重度障がい者へのタクシー券の配布の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加促進のため、重度障がい者へタクシー券を配布し、タクシー利用による外出機会を確保充実することにより、障がい者の社会参加の促進等が図られた。 <p>【②今後の取組方針:重度障がい者へのタクシー券の配布の継続実施及び自家用車燃料費助成事業の新規実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関を利用することが困難な重度障がい者の社会参加促進のため、引き続き、タクシー料金助成事業を実施していく。また、令和5年度より、タクシーを利用することが困難な方に対し、自家用車燃料費助成事業を実施し、移動に対しての選択の幅を広げることで、更なる社会参加の促進を図っていく。 	拡大
309	宇都連地域交流事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者と市民との親睦及び理解促進	宇都宮市障害者福祉会連合会	地域交流事業に対する補助	感染症の影響による変更	95	H21		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):地域交流事業実施の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により開催直前に中止 <p>【②今後の取組方針:地域交流事業に対する補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する理解促進や地域の人たちとの親睦を図るため、引き続き、障がい者団体が効果的な事業を実施できるよう、地域交流を支援していく。 	
310	うつのみやふれあい文化祭	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の社会参加及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい者・児	文化祭等の開催	感染症の影響による変更	288	H15	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題):文化祭開催による社会参加機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の社会参加の促進のため、引き続き作品展示会やウェブ上で作品を鑑賞できる取組(バーチャル美術館)を実施したことに加え、「いちご一会とらぎ大会」の会場を活用し障がい者の合唱等のステージ発表を行ったほか、新たな試みとして、市内のコンビニ2店舗において障がい者の作品を展示する地域密着型ミニアート展を開催したことにより、メディアに取り上げられるなど、多くの市民の関心が得られた。 <p>【②今後の取組方針:文化祭の継続実施・効果的なバーチャル美術館の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の文化的な発表の場を設けるとともに、来場者との交流が図られるよう、引き続き、文化祭やミニアート展を開催し、積極的に社会参加機会の確保に取り組んでいく。また、バーチャル美術館やミニアート展について、より鑑賞しやすい工夫し、多くの市民に見てもらえるよう効果的な方法で周知を行っていく。 	
311	うつのみやふれあいスポーツ大会実行委員会交付金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の社会参加の促進及び体力の増強	宇都宮市内の障がい者及びその保護者	スポーツ大会の開催	感染症の影響による変更	114	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):スポーツ大会の開催を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により密にならない競技内容に変更するとともに、時間を短縮することで3年ぶりに開催した。 東京オリンピック・パラリンピックや、本県で初開催した全国障がい者スポーツ大会の競技等を踏まえた競技種目を実施するなど内容を工夫することにより、障がい者の満足度が向上し、社会参加意欲の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:スポーツ大会開催支援の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者がスポーツを通して体力の増進と社会参加の促進のために、引き続き、ふれあいスポーツ大会を開催できるよう支援し、積極的な社会参加機会の確保に取り組んでいく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
312	わく・わくアートコンクール	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の文化活動支援及び市民の理解促進	宇都宮市に在住又は通勤・通学している障がい児・者	入賞作品の審査及び巡回展示会の開催	計画どおり	1,415	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):コンクールの開催及び普及啓発】 より多くの市民が鑑賞できるよう、人通りの多い駅や大型商業施設を中心に巡回展を開催することにより、障がい者の文化活動の支援や市民の理解促進に努めた。</p> <p>【②今後の取組方針:コンクール等の継続実施】 市民に障がい者の芸術活動や障がい福祉についての理解促進を図るために、引き続き、コンクールを開催するとともに、巡回展示やカレンダーの配布など普及啓発に取り組んでいく。</p>	
313	宇障連運営補助金	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		円滑な事業実施の促進及び障がい者の在宅支援	宇都宮市障害者福祉会連合会	運営費補助	計画どおり	8,309	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):団体への補助の実施】 宇障連に対して運営費の補助を行ったことにより、社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援につながった。</p> <p>【②今後の取組方針:団体への補助の継続実施】 社会福祉事業等の円滑な実施を促進し、障がい者の在宅支援に寄与するために、引き続き、運営を補助し組織基盤の安定化を図っていく。</p>	
314	障がい者週間啓発事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の理解促進	市民	障がいの理解促進に係る街頭啓発活動の実施	計画どおり	135	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がいや障がい者に対する理解の促進】 障がい者週間に合わせ、ミヤラジ・パンパシオンでの合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や、わく・わくアートコンクール巡回展での啓発物品及びヘルプマーク・ヘルプカードのチラシ配布等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止していた街頭啓発を再開することにより、障がいや障がい者に対する理解の促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:啓発事業等の継続実施】 障がいへの理解促進を図るために、引き続き、障がい者週間に合わせた啓発事業などを実施していく。</p>	
315	盲導犬ふれあい教室	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者に対する市民の幼少期からの理解促進	小学生	小学校において盲導犬ふれあい教室等を実施	計画どおり	1,160	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):小学生に対する障がい理解促進】 小学生に対して、盲導犬ふれあい教室を実施するとともに、小学生向けの周知啓発チラシを配付したほか、障がい者が困っている時に「ちょっとした手助け」が行えるよう、出前講座を実施することにより、幼少期からの障がいへの理解促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:盲導犬ふれあい教室の継続実施】 小学生に対して、障がいへの理解促進を図るために、引き続き、盲導犬ふれあい教室や出前講座を実施していく。</p>	
316	障がい者合理的配慮促進事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がいや障がい者への理解促進及び差別の解消	・市職員 ・民間事業者 ・市民 ・障がい者	障がいを理由とする差別解消の取組を推進	計画どおり	375	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):職員や市民等への周知・啓発及び更なる合理的配慮の提供】 差別的な取り扱いの防止や合理的な配慮の提供について、新規採用職員への研修を実施したほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画をミヤラジ・パンパシオンやプレックスのホームゲーム等で放映することや、わく・わくアートコンクール巡回展での啓発物品及びヘルプマーク・ヘルプカードのチラシ配布等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響のため中止していた街頭啓発を再開することにより、障がいや障がい者に対する理解の促進に努めた。(再掲) また、障がい福祉課窓口のタブレット端末を利用した、手話通訳問合せ対応サービスを行うほか、地域行政機関等での手続きの際に、遠隔での手話通訳を可能とする「遠隔手話通訳サービス」を実施している。 令和4年9月に障がい者手帳アプリを導入し、障がい者が市有施設における使用料の免除手続きを行う際にスマートフォン画面による本人確認を可能にすることにより、障がい者の負担軽減や利便性の向上を図った。 令和4年10月に開催された全国障がい者スポーツ大会において、会場内にブースを設置し、合理的配慮に係る周知啓発を行った。 令和6年4月から民間事業者の合理的配慮を義務化する「障害者差別解消法改正法」が施行されることから、市民や民間事業者への周知啓発を図る必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:改正差別解消法の施行を見据えた周知啓発の実施】 障がいを理由とする差別解消の推進を図るため、引き続き、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映や出前講座等に取り組むほか、全職員への研修や、手話通訳問合せサービス・遠隔手話通訳サービスの効果的な実施により、障がいへの理解促進を図っていく。 また、令和6年4月から民間事業者の合理的配慮を義務化する「障害者差別解消法改正法」が施行されることから、市民や民間事業者向けの啓発グッズを作成するなど、様々な周知啓発を実施していく。</p>	拡大
317	障がい者福祉ゾーン整備費(単独)	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進		障がい者の安全確保	施設を利用する障がい者(児)及び市民	障がい者福祉ゾーンの設置	計画どおり	935	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障がい者施設周辺への設置】 路面標示2か所を設置したことにより、障がい者が安心して利用できる道路交通環境の確保が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:障がい者福祉ゾーンの設置等の継続実施】 障がい者の安全確保のほか近隣住民や通行する市民の理解促進を図るため、引き続き、新規施設の周辺道路に「障がい者福祉ゾーン」を設置するとともに、老朽化した既存の「障がい者福祉ゾーン」の修繕に取り組んでいく。</p>	
318	移動支援事業	Ⅱ-7	障がい者の社会的自立の促進	好循環P 戦略事業	外出及び余暇活動等、地域生活における自立生活及び社会参加の促進	屋外での移動が困難な障がい者・児童	社会参加のための外出の際の移動支援の提供	計画どおり	91,632	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの実施】 屋外での移動が困難な障がい者に対し、移動介護を含めグループ支援や通学通所支援を提供することにより、事業者の柔軟な支援提供及び障がい者の自立生活や社会参加への促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針:利用者ニーズを踏まえた事業の実施】 引き続き、屋外での移動が困難な障がい者・児童の地域生活における自立、社会参加の促進を図るため、個々の状況に応じ、支援が必要な障がい者への移動支援の提供や事業所における適正なサービス提供の実施を図るとともに、利用者等のニーズを把握し、サービスの向上に努める。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
319	自立支援協議会運営	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の自立支援、就労支援等の推進及び関係者の連携強化	障がい児・者 市民	会議の運営	計画 どおり	0	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:全体会・各部会の開催・活用 ・自立支援協議会の全体会や各部会を開催するとともに、障がい者の自立支援や就労支援、地域生活支援体制などの地域生活に係る課題の共有や関係機関との連携強化等が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:関係機関等によるネットワークの構築等 ・引き続き、全体会・各部会を定期的に開催し、地域の関係機関等によるネットワークの構築と、障がい者の地域生活に係る課題の共有、解決を図るとともに、令和5年度で計画期間が終了する「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」及び「第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画」を改定にあたり、新しい計画策定のために、意見聴取を行う。</p>	
320	障がい者生活支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅障がい者の自立及び社会参加の促進	地域において生活支援を必要とする在宅障がい者及びその家族	福祉サービス等に関する相談機能を有する障がい者生活支援センターの運営	計画 どおり	45,500	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:相談支援の実施及び相談支援体制の充実 ・令和5年度からの重層的支援体制に向けて、市内5ブロックに合わせた地区担当の障がい者生活支援センター(4か所)を設定したとともに、相談支援事業所を対象に、ガイドライン等により基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修を実施したことにより、相談支援機関同士の連携強化が図られた。今後更なる理解促進や連携強化など、相談支援体制の充実を図っていく必要がある。 また、サービスを利用していない在宅の障がい者等を対象に、介護者の急病など緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」について、民生委員などへ情報提供を依頼し、対象者の掘り起こしに努めてきた。</p> <p>【②今後の取組方針】:相談支援の充実・強化と多機関連携 ・障がい者やその家族にとって相談しやすい環境づくりに向け、重層的支援体制の5ブロックに合わせて障がい者生活支援センター1か所を増設し、多機関協働による支援を実施していくとともに、引き続き、相談支援機関への研修やガイドライン等を通じ、人材育成を行いながら、相談支援機能の充実・強化を図っていく。 ・緊急時相談支援事業については、引き続き、計画相談員や地域包括支援センター、民生委員などへ情報提供を依頼し、対象者を把握していくとともに、重層的支援体制に合わせて、関係機関と更なる連携を図りながら、対象者の掘り起こしや支援を実施していく。</p>	拡大
321	成年後見制度(知的障がい者)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の権利及び財産の保護	成年後見制度の利用を必要とするが自ら申し立てができない知的障がい者	市長からの家庭裁判所への申立および報酬の助成	計画 どおり	2,147	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:制度の周知と利用促進 ・成年後見制度の周知や、成年後見人等への報酬の負担が困難な人を報酬助成に結び付けるとともに、必要に応じて適時適切に市長申立を行うことにより、障がい者の権利擁護が図られた。 ・成年後見制度の円滑な運用に当たり、関係課と連携し、司法・福祉・行政関係者から構成される「成年後見制度利用促進検討会議」により、市民への制度理解の促進や成年後見制度における中核的な役割を担う機関の設置、関係機関による地域連携ネットワークの構築などについて議論を重ね、本市地域福祉計画(成年後見制度利用促進計画)に今後の施策展開の方向などを盛り込んだ。</p> <p>【②今後の取組方針】:制度の周知及び関係機関と連携した利用促進 ・障がい者の権利擁護の推進のため、引き続き、報酬助成や市長申立を行う。 ・本市が設置する「成年後見制度利用促進協議会」(司法・福祉・行政等で構成)を活用しながら、成年後見制度の利用促進に係る関係機関との連携強化を図る。 ・本市が設置する中核機関(市社会福祉協議会へ委託)と連携し、成年後見制度についての周知啓発や、各種相談対応など、市民の権利擁護に関する支援を行っていく。</p>	
322	障がい者への虐待防止事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者に対する虐待の未然防止、早期発見、保護及び養護者への支援の実施	障がい児・者 ・障がい福祉サービス事業者 ・市民	障がい者虐待防止センターの運営、虐待防止のための周知・啓発	計画 どおり	0	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:虐待防止の啓発と迅速な支援 ・障がい福祉サービス事業者等に対し、虐待防止に関する周知を行うとともに、通報事業については、障がい者虐待防止センターにおいて、関係機関と連携を図りながら、事実の確認や緊急的な一時保護(緊急一時保護事業)を実施するなど、迅速な対応に努めることにより、虐待の防止等が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:迅速かつ確かな対応及び周知・啓発活動の継続実施 ・引き続き、市民や障がい福祉サービス事業所に対し、虐待防止に関する周知・啓発活動に取り組んでいくとともに、高齢者や児童、DV等の関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、障がい者に対する虐待の通報に対し、迅速かつ的確に対応していく。</p>	
323	グループホーム設置費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	グループホームを運営する法人	改修費に対する補助	計画 どおり	891	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助の実施 ・障がい者グループホームの改修費に補助することにより、障がい者グループホームの維持修繕が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:補助の継続実施 ・障がい者グループホームの維持修繕を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。</p>	
324	グループホーム設置促進事業補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者グループホームの設置促進	新たなグループホームを運営する法人	備品購入費に対する補助	計画 どおり	6,297	H27		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:補助の実施 ・障がい者グループホームの備品購入費に対し補助することにより、障がい者グループホームの設置促進が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:補助の継続実施 ・障がい者グループホームの設置促進を図るため、引き続き、補助事業を継続していく。</p>	
325	福祉電話等事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		相談等各種サービスの提供	自宅に加入電話を保有していない低所得世帯に属する、身体障がい者 手帳2級以上の者	福祉電話の設置	計画 どおり	169	S49		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:福祉電話の設置 ・外出が困難な重度の障がい者に対し福祉電話を設置することにより、相談、助言、安否確認等各種のサービスの提供が図られた。</p> <p>【②今後の取組方針】:サービス提供の継続実施 ・相談等各種サービスの提供のために、引き続き、設置後の利用者の状況を把握しながら、事業の継続に取り組んでいく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
326	重度身体障がい者住宅改 造費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		重度身体障がい者の 生活環境の整備	重度身体障がい者 (児)	住宅改造費補助	計画 どおり	1,807	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):住宅改造経費の一部補助の実施】 ・住宅改造費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、重度の身体障がい者の生活環境の整備が図られた。 【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・重度身体障がい者の生活環境の整備を図るために、引き続き、住宅設備を改造する経費の一部を補助していく。	
327	精神通院医療費助成事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		精神障がい者の適 正な医療普及の促 進	自立支援医療の支 給認定を受けた者 のうち、世帯の所得 区分が低所得の区 分に認定されたも の	医療費の助成	計画 どおり	43,176	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):精神障がい者への医療費助成の実施】 ・精神通院医療に要した医療費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減が図られ、精神障がい者の適正な医療普及の促進が図られた。 【②今後の取組方針:医療費助成の継続実施】 ・精神障がい者が必要な医療を受けられるようにするために、引き続き、精神障がい者の通院医療に要した医療費の一部を助成していく。	
328	身体障がい者手帳交付事 務	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		身体障がい者手帳 の認定・交付等	身体障がい者	手帳の交付	計画 どおり	—	H8		【①昨年度の評価(成果や課題):正確かつ迅速な手帳の認定・交付等の実施】 ・身体障がい者が各種サービスを利用できるよう、医師の診断書に基づき、正確かつ適切な身体障がい者手帳の認定・交付等に取り組んだ。 【②今後の取組方針:手帳の認定・交付の継続実施】 ・引き続き、正確かつ迅速な手帳の認定・交付等に取り組んでいく。	
329	日常生活用具給付事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		障がい者の日常生 活支援の実施	身体障がい者 (児)、知的障がい 者(児)、精神障が い者(児)	日常生活用具の給付	計画 どおり	138,014	H18		【①昨年度の評価(成果や課題):ニーズを反映させた適正な給付】 ・日常生活用具の給付等を行うことにより、障がい者の日常生活の支援が図られた。また、令和5年1月から視覚障がい者用音声式体温計の付帯要件を緩和し、令和5年4月から新たな給付品目として、暗所視支援眼鏡を追加することとし、障がい者のニーズを的確に反映した。 【②今後の取組方針:適正な給付の継続実施及び給付品目の検討】 ・令和5年4月から新たな給付品目として、暗所視支援眼鏡を追加した。今後も障がい者の日常生活の支援を図るため、引き続き、日常生活用具の給付に取り組むとともに、障がい者のニーズを反映させながら、適宜、給付品目を検討してい	拡大
330	重度心身障がい者医療費 助成	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		重度心身障がい者 の健康増進に寄与	身体障がい者手帳 1-2級、療育手帳A (A1・A2)、身体3-4 級と療育手帳B1を 併せ持つ者、精神 保健福祉手帳1級	医療費の助成	計画 どおり	1,129,155	S48		【①昨年度の評価(成果や課題):医療費助成の継続実施及び精神障がい者への制度適用対応】 ・重度障がい者の医療費負担の軽減を図り、安心して医療が受けられるよう、医療費助成対象者に令和4年4月から精神障がい者を追加し、三障がい全ての重度障がい者の健康増進に寄与した。 【②今後の取組方針:重度心身障がい者への医療費助成の実施】 ・重度心身障がい者が安心して医療が受けられるよう、引き続き「現物給付方式」により医療費助成を行っていきるとともに、利用者や関係機関等への更なる周知に努めていく。	継続
331	心身障がい者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		心身障がい者への 手当支給	国の特別障がい者 手当を受給してい ない①身体障がい 者1-2級の者②療 育手帳A・A1・A2、 B1(知能指数50以 下)の者	月5,000円の手当	計画 どおり	472,430	S44		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】 ・重度心身障がい者への適正な手当支給を行うことにより、重度心身障がい者の在宅生活等の支援につながった。また、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めた。 【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】 ・重度心身障がい者の在宅生活等を支援するために、引き続き、手当を支給していく。また、心身障がい者の監護、養育等をする子育て世帯の負担軽減を図るため、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めていく。	拡大
332	難病患者福祉手当	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		難病患者への手当 支給	難病法に基づく指 定難病患者又は国 若しくは県が指定 する疾患の患者と して医療受給者証 の交付を受けてい る者で、心身障が い者福祉手当、特 定疾患患者福祉手	月5,000円の手当	計画 どおり	190,480	H28		【①昨年度の評価(成果や課題):適正な手当支給の実施】 ・難病患者への適正な手当支給を行うことにより、難病患者の在宅生活等の支援につながった。 【②今後の取組方針:手当支給の継続実施】 ・医療受給者証交付の受付を行っている保健予防課と連携しながら、難病患者の療養生活の質の向上を図るため、引き続き、手当を支給していく。また、難病患者の監護、養育等をする子育て世帯の負担軽減を図るため、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めていく。	拡大
333	人工内耳体外装置購入費 助成	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		人工内耳装置利用者 の自立及び社会参加 の支援を図る	人工内耳装置利用者 で市内に住所を有し、 かつ聴覚機能障がい により身体障がい 者手帳の交付を受け ている者	人工内耳の体外装置 の買い替え等に係る費用 の助成	計画 どおり	0	F2		【①昨年度の評価(成果や課題):人工内耳体外装置購入に係る費用の助成】 ・人工内耳装置利用者に対し、買い替えや修理に係る相談を受ける際には、制度内容の説明等を行っている。また、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めた。 【②今後の取組方針:助成の継続実施・助成制度の利用促進】 ・利用者に対する周知に加え、医療機関や取扱店にも制度説明を実施するなど、更なる周知を図っていく。また、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和5年4月から、20歳未満の対象者又はその扶養義務者等に係る所得制限を撤廃することとし、対象者の拡大に努めていく。	拡大
334	体験的宿泊支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支 援の充実		障がい者等及びその 家族の福祉向上	介護者からの自立 を体験できる機会 等を必要とする障 がい者等	グループホーム等への 体験的な宿泊	計画 どおり	300	F3		【①昨年度の評価(成果や課題):体験的宿泊支援事業の実施】 ・グループホームの体験的な宿泊支援を実施することにより、親なき後に備え、障がい者本人と介護者が今後のことを考える機会を創出した。今後は、受入先となるグループホームの更なる拡大を図りながら、利用者の増を必要とする。 【②今後の取組方針:事業利用者数の拡大】 ・様々な障がい種別や特性に対応できるよう、事業者の理解・協力を得ながら、受入先となるグループホーム等への働きかけに取り組むとともに、市ホームページ等による事業の幅広い周知を実施していく。	拡大

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
335	デイケア事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		在宅重度心身障がい者の能力向上の促進	15歳以上で医学的管理を要しない在宅重度心身障がい者	身辺処理能力や社会適応力を身につけるための訓練や指導	計画どおり	9,764	S48		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供事業者等と連携を図りながら、適切なサービス提供を行うことにより、在宅重度心身障がい者の日中における介護支援が図られた。 <p>【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、引き続き、通所による身体介護等を行うデイケア事業を実施していく。 	
336	福祉ホーム運営費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		居室等、日常生活に必要な便宜を供与することによる地域生活の支援	福祉ホームを運営する社会福祉法人等	福祉ホームの運営に要する経費の補助等	計画どおり	6,601	H16		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安定した居住環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉ホームの設置法人へ運営に要する経費を補助することにより、障がい者の安定した居住環境を確保し、住居を必要とする障がい者の地域生活支援につながった。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の地域生活を支援するため、引き続き、福祉ホームの運営経費を補助していく。 	
337	日中一時支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者等の一時的な活動の場の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	一時的な活動の場を提供及び家族の一時的な休息等の確保	計画どおり	105,219	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施設や特別支援学校等において、障がい者の一時的な活動の場の提供や、家族の休息等の確保が図られている。 ・令和2年度に放課後等デイサービスなど類似事業との役割を整理し、令和4年度までに事業終了とした放課後支援型については、利用者の他事業への移行状況などを把握し、支障がないことを確認した上で令和4年度末に終了した。 <p>【②今後の取組方針:利用者のニーズ等を踏まえた事業の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、適切な事業運営を図っていくとともに、利用者のニーズにあわせたサービスの提供が行えるよう、利用実態や利用者ニーズを把握していく。 	縮小
338	地域活動支援センター事業(民間)	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい者の創作活動や生産活動の機会の提供	身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)	機能訓練、社会適応訓練・入浴等のサービスを提供	計画どおり	88,506	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターにおいて、日中活動の場(機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス)を提供することにより、障がい者の地域生活支援の促進が図られた。 <p>【②今後の取組方針:適切なサービス提供の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の創作活動や生産活動の機会として、引き続き、日中の活動の場を提供していくとともに、適切な事業運営が行えるよう、利用状況や事業の運営状況を把握していく。 	
339	訪問入浴サービス事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		心身障がい者(児)への定期的な入浴サービスの実施	在宅の重度身体障がい者及び重度心身障がい者	定期的な入浴サービスの提供	計画どおり	20,235	H18		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):適切なサービスの提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度身体障がい者・児で単身での入浴が困難な方に対し、定期的な訪問入浴サービスを提供したほか、利用者数の増加や利用回数の拡大に向け、事業所へ新規参入や事業拡大について働きかけを行った。 ・また、本事業の利用日以外にも入浴したい方へは、居宅介護と訪問看護の組み合わせによる入浴も可能として対応した。 <p>【②今後の取組方針:安定的なサービスの提供体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な訪問入浴サービスを安定して提供できるよう、引き続き、訪問入浴サービス提供事業所の拡充について働きかけていくとともに、他制度(居宅介護と訪問看護の組み合わせ)を併用するなど、個々の状況に応じた利用支援を行っていく。 	
340	障がい者福祉施設整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい福祉施設の整備を行う社会福祉法人	施設整備に要する費用の一部助成	計画どおり	144,291	H11		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):障害者福祉施設の基盤強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期障がい福祉サービス計画(令和3年度～令和5年度)に基づき、社会福祉法人による施設整備が行われ、障害者福祉施設の基盤強化を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:計画的かつ着実な整備促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の意向調査を行いながら、国の選定を受けた社会福祉法人による施設整備を着実に進めるため、計画の適切な進捗管理を行っていく。 	
341	障がい者福祉施設小規模整備費補助金	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実		障がい福祉施設の整備促進	市内で障がい者福祉施設を運営する社会福祉法人	障がい福祉施設の小規模整備費の一部助成	計画どおり	0	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助の対象とならない少額の施設整備について、社会福祉法人を対象に災害発生時の対応のみ補助する事業であり、昨年度は実績が無かった。 <p>【②今後の取組方針:災害時の対応での継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時への対応として、事業を継続していく。 	
342	ここ・ほっと交流事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	交流を通じた障がい理解の普及啓発	かすが園、若葉園、西部保育園または子育てサロン西部に通う園児やその保護者及び一般市民	・季節に応じた行事カリキュラム ・日常保育の中での交流事業	計画どおり	154	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):児童の交流促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事カリキュラムや日常保育の中で、障がいのある児とない児が感染症対策を適切に講じながら交流を行い、事業の目的に沿って一定の成果を得られた。 ・ここ・ほっとまっしは規模を縮小し、施設内で交流の予定だったが、想定よりも新型コロナウイルス感染症の影響により、かすが園・若葉園、西部保育園、子育てサロン西部それぞれ所属ごとの開催となった。 ・新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、障がいのある児とない児の自然な交流の機会を確保するとともに、地域住民への周知啓発等、地域におけるノーマライゼーションの推進に取り組んでいく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:自然な交流によるノーマライゼーションの更なる推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナを踏まえた交流事業の実施方法を検討し、引き続き、児童や地域住民が安心して交流できる機会の確保に取り組んでいく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
343	子ども発達相談室事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	発達に不安を抱えている保護者等の不安の軽減及び個々の特性に応じた適切な支援	発達に遅れ等がある児童及びその保護者等	・電話や面接による相談対応 ・関係機関等とのコーディネート	計画どおり	1,816	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:子ども発達相談室の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初、相談の待ち期間が最長3カ月以上であったが、外部心理士の相談枠を増やし対応することで、2カ月程度に短縮した。 ・困難ケースが増加する中、地区保健師や関係機関と連携し、支援体制の充実を図った。 ・近年、児童発達支援事業所や発達支援を専門にした医療機関等が増加し、相談・療育の選択肢が増えており、令和6年の児童福祉法改正を見据え、発達支援の中核である当センターでの相談業務の充実を図る必要がある。 ・「発達支援」という専門的な相談機関として、発達に課題がある児童がタイミングを逃さずに、適切な時期に発達相談が受けられる体制を整備する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や地域との連携のもと、「発達支援」という専門的な枠組みの中で相談を受け、適切な支援に確実につなぐ ・専門性を生かしコーディネート強化するなど、相談機能の充実を図る。 ・心理職による専門的な相談体制の充実を図るため、心理職の配置を確立し、「人材育成」等を強化する。 	
344	通園事業の運営	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	障がい児の社会生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	かすが園・若葉園への通所による療育の提供及び保護者支援	計画どおり	32,859	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:障がい児通所療育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を徹底し、安全安心な環境を整えながら、療育を実施することができた。 ・連絡ツールのデジタル化(電子連絡帳システム)を図ったことにより、保護者の利便性の向上及び職員と保護者の円滑な連携が図れている。 ・かすが園・若葉園の夕方時間帯の開園時間の延長についても令和4年度に実施したアンケート結果から延長を希望する回答が69%と高かったことから、実施に向けて検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:児童発達支援センターとしての役割・機能の強化及び更なる障がい児通所療育の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターとして、幅広くどのような障がい児についても受け入れる体制を整えながら、利用する児とその家族を支援するため、引き続き発達支援及び子育て支援の知識を有する職員の安定的育成を図る。また、地域における障がい児支援の中核的役割を担うため、児童発達支援事業所等に対する支援として実施してきた体験見学実習について、対象や手法等を検討し更なる充実を図る。 ・かすが園・若葉園における夕方時間帯の延長療育について、新たに延長療育を実施している事業所への実態調査を行うなど実施に向けて検討する。 	拡大
345	保育所等訪問支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	障がい児の集団生活適応能力の向上	障がい児通所給付の決定を受けた障がい児	集団生活適応に向けた療育の提供及び園への助言指導	計画どおり	-	H28		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:保育所等訪問支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の状況や保護者の意向に応じて訪問を実施し、担当保育士等に対して、丁寧に助言指導を行うことで、保育士の障がい児に対する援助技術の向上を図ることができ、集団生活適応の促進につながった。 ・保護者に対して、訪問先での子どもの姿や、周りの子どもや職員との関わりの様子を丁寧に伝えることで、保護者と訪問先の園が良好な関係性が築けるよう支援することができた。 ・さらなる支援の強化を図るため、新たに令和3年度より「保育所等訪問支援事業担当者情報交換会」を実施しているほか令和4年度には各担当者の現状報告を行い、課題の共有を図ることができた。今後は、課題の対応策について検討していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:事業の利用促進と質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進を図るため、引き続き乳児院や放課後児童クラブ等に対して事業説明を行うなど周知を図る。 ・事業全体の更なるレベルアップを図ることを目的として、「保育所等訪問支援事業担当者情報交換会」において、事例検討を実施するなど、困難ケースの対応等について情報共有を図る。 ・障がい児の特性や支援内容に合わせて、柔軟かつ円滑に支援が行えるよう、専門職と連携し支援の充実に向けていく。 ・様々な症例の児童に対応するため、訪問支援員のスキルアップを図るとともに、継続的実施のため、職員の育成を図っていく。 	
346	居宅訪問型児童発達支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	児童の心身の発達促進や円滑な集団生活への移行支援	病気や重度の障がいなどによって、障がい児通所支援を利用することが困難な障がい児通所給付決定を受けた障がい児	日常生活における基本動作の指導や遊びを通して発達を促すための療育の提供	計画どおり	-	R1		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:居宅訪問型児童発達支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者に対して新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、保護者の意向を踏まえて支援を実施することができた。コロナ下においても回数を増加したいとの申し入れが多く、利用している保護者からは非常に需要が高い。 ・コロナ下において、支援員が自宅を訪問して実施することによる感染等のリスクがあることから、契約者数は増えなかった。利用者からはニーズが高い事業であることから、事業の具体的な支援内容等について広く周知するための手法等を検討する必要がある。 ・居宅訪問型児童発達支援事業の利用から、通所につなげることができ、適切な移行支援を行うことができた。 <p>【②今後の取組方針:円滑な療育支援の提供と事業の周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の特性を踏まえた効果的な療育のために、状況に応じて専門職と連携して訪問し、支援内容を検討していく。 ・地区保健師と連携し定期的ニーズを把握するとともに、相談支援員や、医療的ケア児コーディネーター、訪問看護師等に対して、積極的に事業説明を行い、周知に努める。 ・県内外で居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所と情報交換を実施し、事業周知や実施における課題等の共有を図る。 ・引き続き関係機関との連携を図りながら、通所施設への円滑な療育の移行支援を行う。 	
347	重症心身障がい児プール活動支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	心身のリラクゼーション、呼吸・循環器能力を高めるなど身体能力の維持・向上及びQOLの向上	重い運動障がいのある重症心身障がい児	施設内にある温水プールを利用した、医師・理学療法士、看護師等による安全なプール活動	計画どおり	564	H20	先駆的	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】:安全・安心なプール活動の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用児の成長や病状の変化に応じた活動内容や介助方法ができるよう、職員間で情報共有や安全策の確認を随時行い、また、必要に応じて医療機関との連携を図りながら、安全にプール活動を実施することができた。 ・昨年度については、大学病院からの派遣など当該事業の医師の確保は充足しており、安全・安心な重症児へのプール活動の提供が可能であった。 ・利用児への安全・安心なプール活動を提供できるようリスク管理の徹底に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針:安全な活動の提供及び安定的な人材の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医学的リスクの高い医療的ケア児や重度の肢体不自由児が安心して活動を継続できるよう支援マニュアルに基づいた安全な活動を提供するとともに、医師の安定的な確保に努めていく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
348	専門療育事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	症状の軽減や日常生活動作の獲得など身近な地域における自立の促進	障がい児、またはその疑いのある児童	医師の指示のもと理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理相談員による個々の特性に応じた専門療育の提供	計画どおり	204	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：園連携シートの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児に対し、医師と連携し、適切な時期に適切な療育を提供することができた。 療育担当者が、児の集団生活の様子を的確に把握、また医師に分かりやすく情報提供するための「園連携シート」を医師と協同で作成し、幼稚園や保育所等との効果的・効率的な連携手法を確立した。 民間の児童発達支援を利用する児が増えていることから児童発達支援の支援状況や当該事業と児童発達支援の役割等について検証していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：専門職の効果的な活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども発達センター療育を利用する保護者と民間の児童発達支援を利用する保護者を対象にアンケートを実施し、事業の課題や改善点等について整理するとともに、それぞれの役割分担を明確にし、今後の事業のあり方や専門職の効果的な活用について検討していく。 	
349	診療検査事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	障がいの早期発見と効果的な療育の推進	障がい児、またはその疑いのある児童	小児科医師の診察による療育及び支援の方向性の決定	計画どおり	13,455	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：発達特性や診断に対する理解促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに作成した「初診・再診用問診表」や診断名及び発達特性等についてをわかりやすく説明するための「説明用フォーマット」の活用により、保護者の希望に沿った診断告知を行えるようになり、保護者の児に対する特性理解や障がい受容促進を図れたとともに効果的な療育の提供が行えるようになった。 医師の診療においては、1日に対応する診療数の増えなど診療待ちが生じないよう対応することができた(延受診数R3:1,514人→R4:1,579人) 児の発達特性に応じた適切な療育が提供できるよう、当センター療育事業と民間の児童発達支援の役割の違いについて明確化していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：個々の特性に応じた療育指示の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども発達センター療育を利用する保護者と民間の児童発達支援を利用する保護者を対象にアンケートを実施し、保護者の療育ニーズや効果を明確にするとともに、個々の特性に応じた適正な療育が指示できるよう診療の強化を図る。 	
350	早期療育支援事業	Ⅰ-1 Ⅱ-7	子どもを守り育てる支援の充実 ・障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	児童の発達促進及び保護者の不安軽減と障がい受容の促進	障がい疑われる児童及びその保護者	保育士による個々の状態に応じた個別・グループ指導及び保護者への助言指導	計画どおり	154	H19	独自性	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：療育機会の確保、園連携シートの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がいの疑いのある児に対し、医師や専門職と連携し、適切な時期に適切な療育を提供することができた。 療育担当者が、児の集団生活の様子を的確に把握、また医師に分かりやすく情報提供するための「園連携シート」を医師と協同で作成し、効果的・効率的な園との連携手法を確立した。 保護者が障がいや精神疾患を有するケースなど、児の障がい理解に時間を要するケースが増えていることから、保護者の障がい理解の促進に向けての対応を強化していく必要がある。 早期療育支援事業から、民間の児童発達支援に移行していく児が増えていることから、児童発達支援との効果的な連携について検討していく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：保護者支援の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き保護者の精神面のケアとあわせて児の特性について丁寧に説明していくなど、医師や専門職との連携を強化しながら保護者の児への障がい理解を促していく。 当該事業と児童発達支援事業所を利用している保護者に対し、アンケートを実施し、事業の課題や改善点等について整理するとともに、より効果的な連携の手法について検討していく。 	
351	家族支援事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	障がい児を抱える家族の障がい受容に伴う苦悩や育児不安など精神的負担の軽減	子ども発達センター内事業利用児童の保護者	親の養育技術を向上させるペアレント・トレーニング及び心理相談員による保護者カウンセリング(家族サポート)	計画どおり	6	H22		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：家族の精神的負担の軽減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師や各療育担当と連携し、ペアレント・トレーニングやカウンセリングをとおして、家族の精神的負担の軽減や養育技術の向上につなげられたことから、事業の目的に達成することができた。 ペアレント・トレーニングにおいては、例年、体調不良等の理由により、各回欠席者がいたことを見込み、定員を10人から12人にするこで、利用延人数も55人(R3)から81人(R4)に増やすことができ、事業の充実を図ることができた。 引き続き、医師や各療育担当者との連携を強化し、受講者の確保に努めていく必要がある。 <p>【②今後の取組方針：ペアレント・トレーニングの充実強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ペアレント・トレーニングにおいては、ピアサポート(仲間同士のサポート)の効果が得られやすく家族の精神的負担の軽減につながるから、今後もより効果的な実施に向けて随時見直しをかけていくなど、更なる充実を図っていく。 また、ペアレント・トレーニングについての外部研修等を活用し、引き続き職員の資質向上を図っていく。 	
352	医療的ケア児在宅レスパイト事業	Ⅱ-7	障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	家族の負担軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出	医療的ケアを必要とする児童の家族	医療的ケア児の家族が利用している訪問看護ステーション等の看護師が、対象者の自宅において医療的ケアをともなう介護を提供	計画どおり	155	R4		<p>【①昨年度の評価(成果や課題)：医療的ケア児レスパイト事業の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始初年にも関わらず、利用決定児童が8人おり、家族の休息時間等の確保につなげることができた。 更なる利用者数増のため、委託事業者の確保や周知を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針：事業の検証と適切な制度周知】</p> <ul style="list-style-type: none"> 初年度の事業の検証を行い、訪問看護ステーション等事業者が事業を請け負うにあたっての課題の整理を行い、請け負いやすい制度内容を検討していく。 利用者増のため、引き続き訪問看護ステーション等をとって周知を行っていく。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
353	ここ・ほっと巡回相談事業	I-1 II-7	・子どもを守り育てる支援の充実 ・障がい者の地域生活支援の充実	SDGs	発達障がい早期発見・早期支援	発達気になる児童及び保育園等の職員	・園訪問 ・専門職向け研修会の開催 ・5歳児チェックリストの運用 ・個別相談会の開催	感染症の影響による変更	746	H19	日本一 施策 事業	<p>【①昨年度の評価(成果や課題)】と【②今後の取組方針】</p> <p>【①昨年度の評価(成果や課題)】：ここ・ほっと巡回相談事業の充実 <園訪問> ・新型コロナウイルス感染症の影響により、希望する園など、実施対象を縮小して訪問を実施した。また、訪問以外の支援方法として、心理相談員による電話相談を行い、園での対応方法について助言するなど、園における発達障がいの対応力の向上を図った。 <5歳児チェックリスト> ・「5歳児チェックリスト」の回収率は97.5%と、幼児健診の受診率とほぼ同率で、経年的に見ても、高い回収率を維持しており、発達に係る「気づき」を促す機会になっているが、発達障がいの早期発見・早期支援につなげるため、回収したチェックリストの効果的な活用を図る必要がある。 <研修会> ・感染症対策を考慮した上で、実施方法について検討していく必要がある。 ・発達の気になる児が、集団場面において適切なサポートを受けられるよう、園職員に対し、発達障がいに関する理解の促進のみならず、当センターの役割を含め、利用できる制度等についても周知していく必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針：幼稚園・保育園等との連携強化】 <園訪問><5歳児チェックリスト> ・「ここ・ほっと巡回相談」の対象を、園からの依頼だけでなく、園から提出された「保育士用チェックリスト」を基に、「ここ・ほっと巡回相談」の利用実績のない園に対しては、園訪問の利用を働きかけ、保育士等のスキルアップを図るとともに、当センターとの関係性を築き、「発達障がい」の支援強化を図る。 ・園訪問での助言等についての評価を行うとともに、フォローアップの充実を図る。 ・より多くの園が園訪問を活用し、地域の発達支援の充実につなげられるよう、オンライン会議形式でのモデル実施を行い、事業の効率化を含めた有効性等について検証する。 ・発達障がいの早期発見・早期支援を図るため、「5歳児チェックリスト」の効果的な活用を検討する。 <研修会> ・感染症防止など、安全性を考慮した研修会を開催する。また、研修会の開催方法として、Web研修も視野に入れて検討する。 ・研修会を通して、発達障がいに対する理解を深めるだけでなく、発達センターの役割や相談の状況についても情報提供をしていくなど、内容の充実を図る。 ・保育課の「発達支援児保育研修」と研修対象者が重複するため、研修内容及び実施方法等について、保育課と調整し実施する。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
354	保健と福祉の出前講座の実施	Ⅱ-8	福祉のこころをはくむ人づくりの推進		保健福祉サービスの市民理解の促進	市民	・保健と福祉の出前講座の実施	感染症の影響による変更	0	H17		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):出前講座の周知・実施】 ・講座内容や申し込み方法について、分かりやすく伝わるよう、講座案内リーフレットを配布し、周知を図ることができた。 ・令和4年度から一部講座で、オンライン講座も選択できるように整備したが、開催希望はなかった。</p> <p>【②今後の取組方針:市民ニーズを踏まえた出前講座の実施】 ・保健福祉サービスの周知や適切な利用につながるよう内容を充実するとともに、より効果的な周知方法を検討するなど運営上の工夫をしていく。</p>	
355	市民福祉の祭典開催	Ⅱ-8	福祉のこころをはくむ人づくりの推進		福祉への理解促進と地域の連帯感の高揚	市民	・福祉の祭典を開催し、福祉活動等の周知や啓発を実施	計画どおり	700	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):市民福祉の祭典の開催】 ・感染対策を講じた上で、各種表彰やパネル展示、ボランティア団体のPR動画の放映を行うなど、3年ぶりに開催し、福祉への理解促進に取り組むことができた。</p> <p>【②今後の取組方針:各団体との連携による事業の充実】 ・さらに効果的な事業となるよう、引き続き参加団体等と意見交換を行い、映像も活用した啓発を行うなど、福祉への理解促進につながる実施方法等について検討していく。</p>	
356	災害時要援護者支援事業	Ⅱ-8	共に支え合う地域社会づくりの推進		要援護者に対し、日頃からの声かけ・見守り活動を行うとともに災害発生時に迅速かつ的確に避難誘導等を行う地域における支援体制の整備	自力で避難することが困難で避難支援を希望する方(要援護者)	・制度の理解促進及び災害時要援護者台帳の更新 ・未設置地区における地区支援班の設置 ・災害時要援護者台帳の整備	計画どおり	802	H19		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):制度の理解促進】 ・コロナの状況を踏まえながら、説明会の実施や台帳更新に取り組み、各地域における制度理解や台帳の安定的な運用を促進した。 ・より地域との連携を深め、全地区への支援班の設置や円滑な台帳整備、防災訓練での要援護者の参加などを通して、支援体制の実効性を高める必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:要援護者に対する支援体制の整備】 ・災害時要援護者支援制度の手引きや補償制度等を活用しながら、地区の状況に応じて制度の理解促進を図り、制度への参入を促進する。 ・地域における要援護者の対応を想定した訓練の実施に向け、要援護者体験用装具の活用や要援護者の総合防災訓練等への参加を促す取組を推進する。さらに、個別避難計画の策定を推進し、より実効性のある制度に向けて検討を進める。</p>	
357	こころのユニバーサルデザイン推進事業	Ⅱ-8	福祉のこころをはくむ人づくりの推進		市民の福祉意識の高揚	市民	・福祉のまちづくりポスターコンクール開催 ・啓発用ポスター、カレンダー、チラシ、ハンドブック等の作成配布	計画どおり	769	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):様々な周知啓発活動の実施】 ・市内の小中学生を対象としたポスターコンクールの実施などを通して、幅広い層への啓発活動を行い、日常生活の中で自然に手助け・見守り・声かけなどができる福祉のこころを育む人づくりの推進を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:おもいよりの行動に関する啓発強化】 ・これからの社会を担う子どもたちへの「福祉の心」の醸成や市民の福祉意識の高揚を図るため、引き続きポスターコンクールの実施や市内中学校への啓発リーフレットの配布等に取り組んでいく。</p>	
358	生活困窮者自立相談支援事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	複合的な課題を抱える生活困窮世帯に対する困窮状態からの早期脱却に向けた支援による自立の促進	・生活困窮世帯	・自立相談支援窓口の設置 ・専門の相談支援員による自立に向けた包括的かつ継続的な支援	計画どおり	44,987	H26		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活困窮世帯への自立に向けた支援】 ・本人の就労意思を踏まえて作成した個別の支援プランに基づき、関係機関が連携を図り包括的かつ継続的な支援に取り組み、生活困窮状態からの早期脱却を図ることができた。 ・令和3年度までは、コロナ禍の影響により新規相談件数が急増していたが、国による感染症対策や経済対策の実施により雇用情勢が持ち直し、新規相談件数等が減少したものと考えられる。 ・コロナ禍により増加傾向にあった生活困窮世帯への対応として、令和4年度から就労支援員を1名増員し2名体制とした。 ・生活困窮世帯が相談窓口がわからず困ることの無いように、窓口案内チラシを作成し関係窓口で配布したほか、広報誌および市ホームページ上での案内掲載を行い、生活困窮者支援制度の周知を幅広く行った。 ・相談窓口に来所することができない生活困窮世帯に対して、2名のアウトリーチ支援員が339件の訪問や関係機関への同行などの支援を行い、包括的かつ継続的な支援を行った。 ・引き続き、雇用情勢と生活困窮世帯の動向に注視し、就労支援や住居確保給付金の活用などに繋がるよう引き続きハローワークと連携するとともに、アウトリーチ支援員の活用などにより生活困窮世帯を早期に相談窓口に繋げる必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:関係機関と連携した包括的かつ継続的な支援の実施】 ・生活困窮世帯の抱える複合的な課題を解消する支援を行うため、庁内各課はもとより関係機関等とも連携強化を図る。また、生活困窮者支援制度理解促進のため、更なる周知を図る。 ・ハローワークと連携した継続的な支援に取り組むとともに、アウトリーチ支援員の積極的な活用により、生活困窮世帯に対して相談窓口利用を促し、自立に必要な包括的かつ継続的な支援に努める。 ・令和5年度よりアウトリーチ支援員を2名増員し4名体制とし、生活困窮世帯に対する訪問や関係機関への同行の機会を増やすことで支援体制の強化を図る。</p>	
359	生活保護受給者等就労自立促進事業(ハローワークとの一体的実施事業)	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実	好循環P	栃木労働局との協定のもと、本市とハローワークの連携協力体制による早期就労自立の促進	早期就労可能な以下の者 ・生活保護受給者 ・児童扶養手当受給者 ・住居確保給付金受給者 ・生活困窮者自立相談支援事業の支援決定者	・市役所に設置するハローワークの常設窓口等における職業相談、職業紹介 ・ハローワーク職員、本市のケースワーカー、就労促進指導員等の連携体制による早期就労に向けた支援	計画どおり	-	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護世帯等の状況に応じた就労支援の実施】 ・対象者が早期に就労し、自立した生活を可能にするため、「みやハローワーク就労支援コーナー」の機能を活かし、ハローワークの就職支援ナビゲーター、本市のケースワーカー、就労促進指導員等がそれぞれの役割のもとで切れ目のない支援に取り組んだことにより、多くの対象者を早期の就労につなげることができた。 ・みやハローワークで作成したしごと応援カードを関係窓口で配布するとともに、自立支援金受給者向けの通知に同封するなど、対象者と相談窓口を繋げる新たな機会づくりに努めた。 ・雇用情勢に注視しつつ、就労指導員やケースワーカーなどによる伴走型支援を積極的に実施することが必要である。また、就労後についても職場への定着を図るため、継続的な職場定着支援が必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:継続的な就労支援及び職場定着支援の実施】 ・ハローワークなどの関係機関との連携を維持したうえで、経済活動の回復状況を見極めつつ、効果的な就労支援の継続に努める。 ・現在の支援体制を維持し、ハローワークとの一体的実施事業の推進により就労を促進するとともに、対象者が就労した後も定期的に状況の聞き取りや助言を行い、職場へ定着できるようフォローアップに努める。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
360	生活保護受給者等への就 労準備支援事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実	好循環P	就労意欲の喚起等 が必要な者への早 期就労自立の促進	就労未経験や長期 未就労など直ちに 一般就労を目指す ことが困難である以 下の者 ・生活保護受給者 ・生活困窮者	・個別カウンセリングの 実施 ・日常生活習慣の改善 支援や、ボランティア活 動への参加等による社 会的能力の習得 ・就労体験やセミナーの 実施による就職活動に 向けた知識やスキルの 習得 ・個別求人開拓支援 ・家計収支について指導 する家計改善支援	計画 どおり	20,038	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):生活保護世帯等の状況に応じた就労準備支援の実施】 ・就労未経験や長期未就労などの理由により、直ちに就労する事が困難な対象者の就職と自立を促すため、民間事業者が持つ様々なノウハウや幅広いネットワークを活用し、ボランティア活動や就労体験を通して、社会人として必要となる知識や経験の習得に繋げた。また、適切な金銭管理を目的とした家計改善支援に取り組み、経済的社会的な自立に向けた準備を図った。 ・就労準備支援を幅広く実施していくためには、ボランティア活動や就労体験など、社会性やコミュニケーション能力を身に付けられるメニューの充実が重要であることから、民間事業者やNPO団体などに働きかけ、協力事業者の拡大を図った。 ・遠方までの外出が困難な対象者への今後の取り組み方針を模索するため、出張カウンセリングを試験的に実施した。 ・本事業は、就労経験が無い、若しくは就労経験が浅い者の就労を目指すものであるため、個々の状況に応じた支援を継続することが必要である。</p> <p>【②今後の取組方針:効果的な支援プログラムの活用】 ・個々の支援プログラムに基づき、対象者が生活困窮状態から脱却し自立した生活を送れるよう、計画的かつ継続的な支援に取り組み。 ・新たな協力企業や団体を開拓し、ボランティア活動や就労体験メニューのさらなる拡充を図る。</p>	
361	民間福祉避難所情報伝達 体制整備	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		災害時における高齢 者や障がい者等の 安全で安心な生活環 境の確保	民間福祉避難所 (高齢者・障がい者 施設)	・MCA無線機の配備に よる災害時の連絡体制 を強化	計画 どおり	1,456	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):MCA無線機による通信訓練の実施】 ・民間福祉避難所に対して、MCA無線機の操作訓練の実施や各施設との個別通信訓練を実施し、災害時における高齢者や障がい者等の安全で安心な生活確保に向けた連絡体制の強化を図ることができた。</p> <p>【②今後の取組方針:民間福祉避難所との情報伝達体制の維持】 ・災害発生時に、民間福祉避難所協力施設が迅速かつ円滑に要援護者や物資を受け入れられるよう、通信訓練等を実施し、情報伝達体制を維持していく。</p>	
362	やさしさをはくむ福祉の まちづくり公共施設整備 補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		公共施設のバリア フリー化の推進	市内で公共施設 の改修を行う事業 者等	補助対象整備箇所(傾 斜路・手すり・エレベ ーター・便所)の整備費の 一部を補助	計画 どおり	333	H12		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):補助の実施によるバリアフリー化の推進】 ・公共施設の整備費の一部補助を実施することにより、施設のバリアフリー化を着実に推進することができた。 ・制度が認知されていないというアンケート結果を踏まえ、効果的な周知方法を検討する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:ニーズを踏まえた制度の見直し】 ・バリアフリー化をさらに推進するため、事業対象者への周知を強化する。</p>	
363	市有施設のバリアフリー の推進	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		市有施設のバリアフ リー化の推進	市民	・市有施設のバリアフ リー化推進	計画 どおり	0	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):バリアフリー設備の整備】 ・市民活動施設や学校関係施設で、バリアフリー化のための改修が行われた。</p> <p>【②今後の取組方針:バリアフリーに対応した市有施設の整備】 ・市有施設のバリアフリー化の更なる推進のため、今後も施設所管課と連携しながら、バリアフリーに対応した市有施設の整備に取り組み。</p>	
364	苦情解決事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		福祉サービスに関す る苦情の解決	・福祉サービス利用 者等	・苦情の相談対応	計画 どおり	0	H15		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):苦情解決体制の適切な運用】 ・2件の相談について、関係各課と苦情についての情報共有に努めるなど苦情解決体制の適切な運営を図った結果、解決することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:継続した苦情解決体制の適切な運用】 ・引き続き、市が提供する福祉サービス等への苦情に対応するため、「福祉サービス等に係る苦情解決システムに関する会議」の構成員である庁内関係課職員や第三者委員と連携し、苦情解決体制を適切に運用していく。</p>	
365	民生委員活動等に対する 支援	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		民生委員活動の遂 行に必要な知識及び 技術の習得や民生 委員児童委員協議 会の地域福祉活動 の推進	民生委員児童委員 協議会	・民生委員児童委員協 議会の事業に要する経 費の一部を補助	計画 どおり	18,723	S29		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):知識や技術の習得及び地域福祉活動の推進】 ・全体研修会の実施を通して、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図り、地域福祉活動の推進に取り組むことができた。 ・一斉改選により、多くの民生委員・児童委員が新たに委嘱されたことから、効果的にかつ着実に技術の習得ができるよう支援する必要がある。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・一斉改選年度の翌年度にあたることから、全体研修会および各ブロックにおける分散会を実施し、民生委員活動の遂行に必要な知識及び技術の習得を図るとともに、地域福祉活動の推進のために、引き続き、民生委員児童委員協議会の事業を支援していく。</p>	
366	社会を明るくする運動	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		犯罪や非行のない明 るい社会の実現	市民	・啓発運動の実施	計画 どおり	69	S57		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):関係団体と連携した啓発運動の実施】 ・3年ぶりに宇都宮保護区保護司会や宇都宮更生保護女性会などの関係団体と連携イベントを行った。また、啓発パネル展等で周知啓発活動を実施することにより、犯罪や非行のない明るい社会の実現に向けた啓発を図った。</p> <p>【②今後の取組方針:事業の継続実施】 ・犯罪や非行のない明るい社会の実現のため、引き続き、関係団体と連携を図りながら啓発運動を実施する。</p>	
367	宇都宮保護区保護司会補 助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基 盤の充実		保護司による保護観 察、更生保護並びに 犯罪予防活動の円 滑化	宇都宮保護区保護 司会	・宇都宮保護区保護司 会の活動に要する経費 の一部を補助	計画 どおり	1,580	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保護司の諸活動に要する経費の補助】 ・新型コロナウイルスの影響により巡回指導等の活動回数が減少したものの、宇都宮保護区保護司会の更生保護相談等各種活動に要する経費の一部を補助することにより、新任保護司の研修会や広報活動等を実施し、保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防等、諸活動の円滑な推進に一定資することができた。</p> <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】 ・保護司による保護観察、更生保護並びに犯罪予防活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮保護区保護司会の活動に要する経費の一部を補助していく。</p>	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
368	宇都宮更生保護女性会補助金	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		更生保護及び非行防止活動の円滑化	宇都宮更生保護女性会	・宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助	計画どおり	110	H25		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):更生保護女性会の諸活動に要する経費の補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮更生保護女性会の活動経費の一部を補助することにより、ミニ集会等子育て支援活動を実施するなど、更生保護及び非行防止活動の円滑な推進に一定資することができた。 <p>【②今後の取組方針:補助の継続実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護及び非行防止活動の円滑化を図るため、引き続き、宇都宮更生保護女性会の活動に要する経費の一部を補助していく。 	
369	社会福祉施設等指導監査	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		社会福祉法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の社会福祉法人等	社会福祉法人等に対する指導監査	計画どおり	88	H9		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な指導監査の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な指導監査について、新型コロナウイルス感染症の感染状況に留意しながら着実に実施し、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図ることができた。 <p>【②今後の取組方針:社会福祉法人・施設の運営水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的に指導監査を実施しながら、法人・施設の適切な運営の確保と業務運営水準の向上を図る。 	
370	障がい福祉サービス事業者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		障がい福祉サービス事業者の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の障がい福祉サービス事業者	障がい福祉サービス事業者に対する指導及び監査	計画どおり	1,295	H24		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な実地指導の実施及び巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な実地指導や事前通告を行わない巡回支援指導について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら着実に実施し、障がい福祉サービス事業者の質の確保・向上を図った。 ・県と合同で実施している集団指導については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、市ホームページにて関係資料を掲載する方法で実施した。 <p>【②今後の取組方針:障がい福祉サービス事業者の運営水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的・効率的に実地指導と巡回支援指導を実施しながら、障がい福祉サービス事業者の質の確保・向上を図る。 	
371	介護事業者指導監督	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		介護サービス事業者の適切な運営の確保と業務運営水準の向上	市内の介護サービス事業者	介護サービス事業者に対する指導及び監督	感染症の影響による変更	999	H20		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):計画的な運営指導の実施・巡回支援指導との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団指導や通知については、デジタル化の一環として、動画配信・メールを活用し業務の効率化を図った。 ・定期的な運営指導や事前通告を行わない巡回支援指導について、新型コロナウイルス感染症の感染状況に考慮しながら、着実に実施し、介護サービス事業者の質の確保・向上を図った。 ・新型コロナウイルスの感染拡大の影響や、市内の事業所数の増加から、より計画的かつ着実に実施していくことが必要である。 <p>【②今後の取組方針:介護サービス事業者の運営水準の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、効果的・効率的に運営指導と巡回支援指導を実施しながら、介護サービス事業者の質の確保・向上を図る。 ・引き続き、デジタル化を推進し、迅速かつ適切に介護情報の周知・啓発に取り組む。 	
372	保健と福祉の相談事業	Ⅱ-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		保健福祉サービスに係る市民への的確な情報提供と相談体制の充実	市民	保健と福祉の情報提供と相談	計画どおり	642	H10		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):保健と福祉の相談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等の関係機関と連携を図りながら、必要な保健福祉サービスの情報提供に取り組むとともに、外部研修の活用や内部研修、各所属内で困難相談事例を共有するなど、人材育成に努め、多様化する市民ニーズに適切に対応することができた。 ・これまで以上に、複雑化・複合化する市民の問題を早期に発見し、解消できるよう、より市民に身近な場所で相談できる相談支援の充実が必要である。 <p>【②今後の取組方針:保健と福祉の相談体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを抱える市民が気軽に相談できるよう、市内30か所に開設した共生型相談窓口等の周知するとともに、相談者が抱える課題を整理し、関係機関に確実につなぐ。 ・問題が、複雑化・複合化し、支援関係機関の役割分担等の調整が必要な場合は、有識者の意見を伺いながら、支援プランを作成するとともに関係機関との連携強化を図りながら支援を行う。 ・相談対応能力向上のため、外部機関への研修参加や外部機関のスーパーバイザーを活用した事例検討会を行うなど、職員の更なるスキルアップ・人材育成に取り組む。 	拡大
373	道路バリアフリー推進事業	Ⅱ-8 Ⅵ-22	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して暮らせる福祉基盤の充実 ・道路ネットワークの充実 	SDGs 好循環P 戦略事業	高齢者や障がい者の安全性・快適性の向上 円滑な道路ネットワークの構築	市民、道路利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロック等の整備・修繕 ・横断歩道部の段差解消 	計画どおり	30,274	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):安全・安心な歩行空間の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化推進のため、中心市街地において、老朽化・破損した点字ブロックの修繕に加え、LRT整備に伴うエスコートゾーンの整備を行うなど、子どもから高齢者、障がい者まで誰もが安全・安心に通行できる歩行環境を確保することができた。 ・JR宇都宮駅東口のまちびらきやLRT開業などにより、拠点を取り巻く人流などの環境が変化し、NCCの形成が大きく進んでいくことから、今後の道路バリアフリーの方向性などについて、各関係機関と連携強化を図る必要がある。 <p>【②今後の取組方針:計画的な道路バリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の更なる道路バリアフリーを推進するため、都心部まちづくりビジョンや道路事業に係る方針等と整合を図りながら、事業の方向性について検討する。 ・今後も、安全・安心な歩行空間を確保するため、視覚障がい者団体等と意見交換しながら、点字ブロックの整備・修繕に取り組む。 	

NO.	事業名	政策の柱 基本施策	施策名	好循環P ・ 戦略事業 ・ SDGs	事業の目的	事業内容		事業の 進捗	R4 概算 事業費 (千円)	開始 年度	日本一 施策 事業	「①昨年度の評価(成果や課題)」と「②今後の取組方針」	見直し (予定)
						対象者・物 (誰・何に)	取組(何を)						
374	公園のバリアフリー化事業	II-8	安心して暮らせる福祉基盤の充実		すべての市民が安全で安心して利用しやすい公園の整備	高齢者や障がい者をはじめとした公園利用者	トイレや出入口の段差解消、点字ブロックの設置など施設のバリアフリー化	計画どおり	9,460	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):公園のバリアフリー化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金(防災・安全)の導入による、公園施設バリアフリー化の更なる推進を図るため、公園施設バリアフリー化調査設計業務を実施し、整備計画を作成した。 ・国庫補助金の導入に向けた県などの関係機関との協議調整を綿密に行い、令和5年度からの国庫補助金を確保した。 <p>【②今後の取組方針:公園バリアフリー化の効果的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園施設のバリアフリー化を着実に推進するため、引き続き、県などの関係機関との協議調整を図りながら、確実な財源確保に取り組む。 ・立地適正化計画に定める誘導区域、人口集中地区内における近隣公園など、利用者の多い公園を優先的に整備する。 	
375	やさしさをはくむ福祉のまちづくり事業	II-8	共に支え合う地域社会づくりの推進		市民の福祉意識の高揚や地域福祉活動等の普及啓発	市民事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉のまちづくり表彰の実施 ・ボランティア活動の充実 ・共生のこころをはくむプロモーション事業 	計画どおり	4,817	H13		<p>【①昨年度の評価(成果や課題):福祉のまちづくり表彰等の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年ぶりに行われた市民福祉の祭典による表彰の実施や、幅広い団体へ表彰推薦依頼を行ったことで、福祉のまちづくりに対する市民意識の促進や福祉意識の高揚に向け取り組むことができた。 ・多くの市民が利用しているデジタル媒体を活用した周知活動や、ロゴマークデザインを公募し、「地域共生社会」について考えるきっかけをつくるなど、地域共生社会の認知度の向上に向けて取り組むことができた。引き続き、より多くの市民の目に触れ、興味関心をもってもらうとともに、行動変容につながる効果的な啓発手法を検討する必要がある。 <p>【②今後の取組方針:福祉のまちづくり表彰等の継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の福祉意識等のさらなる高揚を図るため、引き続き全庁的に広く募集や周知を行うことにより、福祉のまちづくり表彰等を継続して実施していく。 ・より多くの市民の目に触れ、興味関心をもってもらうとともに、市民の行動変容につながるよう、プロモーション事業の実績・評価をもとに、庁内関係課やNPO団体、事業者等と連携しながら、各種イベントをはじめとするあらゆる機会をとらえた周知啓発を行うほか、広告からアクセスするランディングページ(LP)の掲載内容の見直しやより効果的な啓発手法を検討する。 	